

令和7年度
朝来市補助金等評価報告書

目 次

1 はじめに	1
2 評価実施補助制度数	1
3 評価対象事業一覧	1 及び別紙1
4 評価方法	1
5 評価結果	2
6 補助金等評価書	2 及び別紙2
【参考①～③】	2～3

1 はじめに

令和7年度補助金等評価は、『補助金等適正化に関するガイドライン（令和4年4月改訂）』に基づき、既存の「個人補助金」及び「団体補助金（事業費補助金ソフト事業）」について、1次評価（所管課）、2次評価（総合政策課）、外部評価（朝来市行財政改革推進委員会）及び最終評価（市長・副市長）を実施した。

については、今後、所管課において関係団体等と十分調整のうえ、評価結果に基づいた対応を行う。

2 評価実施補助制度数（太枠がガイドライン適用範囲）

分 類		説 明	制度数
制度的補助金		国・県等の制度に基づいて市の政策判断が及ばず補助するもの	—
政策的補助金	個人補助金	社会経済 情勢や人口対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの	54
	団体運営費補助金	団体が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体の運営に必要な経費を補助するもの	—
	事業費補助金 ソフト事業	公益的なソフト事業の実施に対して補助するもの	49
	事業費補助金 ハード事業	公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備等について補助するもの	—
合 計			103

3 評価対象事業一覧

※別紙1のとおり

4 評価方法

(1) 1次評価（103制度）…所管課による自己評価

(2) 2次評価（103制度）…総合政策課による評価

(3) 外部評価（7制度）…朝来市行財政改革推進委員会による評価

※令和4年度に制定された新設補助金から一部、及び外部評価が必要と判断した補助制度（効果が乏しい等）

(4) 最終評価（103制度）…市長・副市長による評価

5 評価結果

判定	説明	1次	2次	外部	最終
継続	継続するもの（改正する必要があるか検討するものも含む）	90	47	2	65
改正	ガイドラインに基づき、要綱等の改正を行うもの	4	36	4	23
廃止①	補助制度として廃止するもの	5	5	0	5
廃止②	ガイドラインに基づき、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討するもの	4	15	1	10
合 計		103	103	7	103

6 補助金等評価書

※別紙のとおり

【参考①】評価時期及び実施期間

分類	評価時期	実施期間
個人補助金	3年	原則9年以内
団体 補助金	団体運営費補助金	5年
	事業費補助金ソフト事業	3年
	事業費補助金ハード事業	10年

【参考②】補助原則

項目	具体的なチェック項目
①公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること
②妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること
③有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること
④透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること

【参考③】交付基準

項目	具体的なチェック項目
①補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること
②補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと
③補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則 1/2 以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと
④補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則 9 年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則 10 年以内)
⑤上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること
⑥類似制度の精査	【新設・拡大改正】 ①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継続】 ②類似制度がある場合、統合すること
⑦補助の効果	①直近 3 年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること
【以下、団体運営費補助金のみ】	
⑧重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと
⑨適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること
⑩事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること

令和7年度評価対象事業一覧

赤文字=外部評価対象補助金

No.	担当部	担当課	補助事業名	補助要綱名	分類	開始年度	終了年度
1	総務企画部	総合政策課	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱	個人補助金	H31	R9
2	危機管理部	防災安全課	朝来市自主防災活動支援事業	朝来市自主防災活動支援事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H28	-
3	危機管理部	防災安全課	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助事業	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱	個人補助金	R3	R12
4	危機管理部	防災安全課	朝来市自主防災リーダー育成事業	朝来市自主防災リーダー育成補助金交付要綱	個人補助金	R7	R7
5	危機管理部	防災安全課	朝来市家庭用防災用品購入補助金	朝来市家庭用防災用品購入補助金交付要綱	個人補助金	R7	R9
6	危機管理部	防災安全課	朝来市命を守る交通安全支援補助金	朝来市命を守る交通安全支援事業補助金交付要綱	個人補助金	R7	R9
7	まちづくり協働部	市民協働課	空家活用促進事業補助金	朝来市空家活用促進事業補助金交付要綱	個人補助金	H18	R7
8	まちづくり協働部	市民協働課	未婚男女交流支援事業助成金	朝来市未婚男女交流支援事業助成金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H25	R9
9	まちづくり協働部	市民協働課	あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金	朝来市あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金交付要綱	個人補助金	H28	R7
10	まちづくり協働部	市民協働課	地域おこし協力隊員起業支援補助金	朝来市地域おこし協力隊員起業支援補助金交付要綱	個人補助金	H29	-
11	まちづくり協働部	市民協働課	空き家片付け支援補助金	朝来市空き家片付け支援補助金交付要綱	個人補助金	R1	R9
12	まちづくり協働部	市民協働課	朝来市連合区長会補助金	朝来市連合区長会補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R12
13	まちづくり協働部	生涯学習課	朝来市文化協会活動補助金	朝来市文化協会活動補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R11
14	まちづくり協働部	生涯学習課	朝来市青少年スポーツ・文化活動補助金	朝来市青少年スポーツ・文化活動補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H30	R11
15	まちづくり協働部	生涯学習課	朝来市子ども会活動補助金	朝来市子ども会活動補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R11
16	まちづくり協働部	生涯学習課	朝来市スポーツ団体補助金	朝来市スポーツ団体補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R11
17	朝来支所	朝来支所	朝来ふれあい元気まつり補助金	朝来ふれあい元気まつり補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R6	R8
18	市民生活部	市民課	未熟児養育医療費助成事業	朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱	個人補助金	H25	-
19	市民生活部	市民課	後期高齢者人間ドック助成事業	朝来市後期高齢者医療人間ドック助成金交付要綱	個人補助金	R2	-
20	市民生活部	市民課	国民健康保険人間ドック助成事業	朝来市国民健康保険人間ドック助成金交付要綱	個人補助金	R2	-
21	市民生活部	市民課	こども医療助成事業(小4~18歳)	朝来市こども医療費助成事業実施要綱	個人補助金	R6	-
22	市民生活部	市民課	集團回収事業助成金	朝来市集團回収助成金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R2	R11
23	市民生活部	人権推進課	朝来市地区人権擁護委員会補助金	豊岡人権擁護委員協議会朝来市地区委員会補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R11
24	市民生活部	人権推進課	更生保護活動補助金	朝来市更生保護活動補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R11
25	市民生活部	人権推進課	人権教育・啓発推進事業補助金	朝来市人権教育啓発推進活動補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R11
26	市民生活部	人権推進課	朝来市連合国際交流協会補助金	朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R11
27	健康福祉部	社会福祉課	災害ボランタリー活動サポート事業補助金	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H25	-
28	健康福祉部	社会福祉課	身体障害者自動車改造費助成事業	朝来市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱	個人補助金	H28	-
29	健康福祉部	社会福祉課	市遺族会助成金	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R12
30	健康福祉部	社会福祉課	市手をつなぐ育成会活動助成金	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R12
31	健康福祉部	社会福祉課	障害児福祉サービス等負担額助成金	朝来市障害児福祉サービス等負担額助成金支給要綱	個人補助金	R2	-
32	健康福祉部	社会福祉課	障害者手帳交付申請用診断書等取得費助成金	朝来市障害者手帳交付申請用診断書等取得費助成金交付要綱	個人補助金	R3	-
33	健康福祉部	社会福祉課	身体障害者自動車運転免許取得費補助金	朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱	個人補助金	R4	-
34	健康福祉部	高年福祉課	人生いきいき住宅助成事業補助金	朝来市人生いきいき住宅助成事業実施要綱	個人補助金	H17	-
35	健康福祉部	高年福祉課	老人クラブ等社会活動促進事業補助金	老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H28	-
36	健康福祉部	高年福祉課	朝来市社会福祉活動促進事業補助金	社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H28	-
37	健康福祉部	高年福祉課	訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策補助事業	訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策補助金交付要綱	個人補助金	R1	R9
38	健康福祉部	高年福祉課	朝来市高齢者補聴器購入費助成事業	朝来市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱	個人補助金	R5	-
39	健康福祉部	健幸づくり推進課	インフルエンザ予防接種費用助成金	朝来市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱	個人補助金	H26	-
40	健康福祉部	健幸づくり推進課	医師就労支援対策交付金	朝来市医師就労支援対策交付金要綱	事業費補助金ソフト事業	R6	R8
41	健康福祉部	健幸づくり推進課	骨髓等移植ドナー支援事業助成金	朝来市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱	個人補助金	R3	-
42	健康福祉部	健幸づくり推進課	がん患者医療用補整具購入助成金	朝来市がん患者医療用補整具購入費助成金交付要綱	個人補助金	R3	-
43	健康福祉部	健幸づくり推進課	帯状疱疹予防接種費用助成事業	帯状疱疹予防接種費用助成金交付要綱	個人補助金	R6	R14
44	こどもみらい部	子育て支援課	不育症治療費助成金	朝来市不育症治療費助成金支給要綱	個人補助金	H28	-
45	こどもみらい部	子育て支援課	一般不妊治療費助成金	朝来市一般不妊治療費助成金交付要綱	個人補助金	R3	-
46	こどもみらい部	子育て支援課	出産・子育て応援事業	朝来市出産・子育て応援事業実施要綱	個人補助金	R4	R7
47	こどもみらい部	子育て支援課	特定不妊治療費負担軽減助成金	朝来市特定不妊治療費負担軽減助成金交付要綱	個人補助金	R4	-
48	こどもみらい部	子育て支援課	妊娠婦移動サポート助成金事業	朝来市妊娠婦移動サポート助成金交付要綱	個人補助金	R5	-
49	こどもみらい部	子育て支援課	在宅保育支援事業	朝来市在宅保育支援金支給要綱	個人補助金	R6	-
50	こどもみらい部	子育て支援課	妊婦及び産婦健康診査等費用助成金事業	朝来市妊婦及び産婦健康診査等費用助成金交付要綱	個人補助金	R6	-
51	こどもみらい部	子育て支援課	乳幼児健康診査費助成金事業	朝来市乳幼児健康診査費助成金交付要綱	個人補助金	R6	-
52	こどもみらい部	こども園課	保育所地域活動事業補助金	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H30	-

No.	担当部	担当課	補助事業名	補助要綱名	分類	開始年度	終了年度
53	こどもみらい部	こども園課	障害児保育事業補助金	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H30	–
54	こどもみらい部	こども園課	病児保育サポート事業補助金	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H30	–
55	こどもみらい部	こども園課	休日保育事業補助金	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H30	–
56	産業振興部	農林振興課	有害鳥獣捕獲報償金	朝来市有害鳥獣捕獲報償金等交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H24	–
57	産業振興部	農林振興課	新規狩猟者育成事業補助金	朝来市新規狩猟者育成事業補助金交付要綱	個人補助金	H26	R5
58	産業振興部	農林振興課	新規就農者支援補助金	朝来市新規就農希望者研修費補助金交付要綱	個人補助金	H29	–
59	産業振興部	農林振興課	シカ肉有効活用補助金	朝来市シカ肉有効活用補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H29	R7
60	産業振興部	農林振興課	農業機械導入支援補助金	朝来市農業機械等導入支援補助金交付要綱	個人補助金	H30	R8
61	産業振興部	農林振興課	未利用材搬出支援事業補助金	朝来市未利用材搬出支援補助金交付要綱	個人補助金	R1	R7
62	産業振興部	農林振興課	自伐型林業推進事業補助金	朝来市自伐型林業推進事業補助金交付要綱	個人補助金	R5	R13
63	産業振興部	農林振興課	生活環境保全里山林整備事業補助金	朝来市生活環境保全里山林整備事業補助金交付要綱	個人補助金	R5	R13
64	産業振興部	農林振興課	薪ストーブ等設置促進事業	朝来市薪ストーブ等設置促進補助金交付要綱	個人補助金	R5	R13
65	産業振興部	農林振興課	林業担い手確保対策事業	朝来市林業担い手確保対策補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R6	R14
66	産業振興部	農林振興課	生産農家支援対策事業	朝来市生産農家支援対策補助金交付要綱	個人補助金	R7	R7
67	産業振興部	農林振興課	朝来市スマート農業推進事業補助金	朝来市スマート農業推進事業補助金交付要綱	個人補助金	R7	R9
68	産業振興部	農林振興課	特産物振興対策事業補助金	朝来市特産物振興対策事業補助金交付要綱	個人補助金	R3	R11
69	産業振興部	農林振興課	野菜等ハウス設置支援補助金	朝来市農業用ハウス設置支援補助金交付要綱	個人補助金	R2	R9
70	産業振興部	観光交流課	観光協会事業費補助金	朝来市観光振興対策事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H19	–
71	産業振興部	経済振興課	朝来市にぎわい創出事業補助金	朝来市にぎわい創出補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H23	R10
72	産業振興部	経済振興課	朝来市中小企業融資利子補給金	朝来市中小企業融資利子補給金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H23	R8
73	産業振興部	経済振興課	朝来市地域経済循環創造事業補助金	朝来市地域経済循環創造事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H28	–
74	産業振興部	経済振興課	朝来市企業就業者確保支援補助金	朝来市企業就業者確保支援補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H30	R8
75	産業振興部	経済振興課	朝来市住宅リフォーム工事補助金	朝来市住宅リフォーム工事補助金交付要綱	個人補助金	R3	R7
76	産業振興部	経済振興課	電子地域通貨等発行支援事業	朝来市プレミアム付商品券及びあさごPay発行事業支援補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R4	R7
77	産業振興部	経済振興課	中小企業者利子補給事業・信用保証料補助事業	朝来市中小企業融資利用支援信用保証料補助金及利子補給金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R5	R10
78	産業振興部	経済振興課	先端設備等導入促進事業	朝来市先端設備等導入促進補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R6	R8
79	産業振興部	経済振興課	朝来市人材確保支援補助金	朝来市人材確保支援補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R6	R8
80	産業振興部	経済振興課	店舗リニューアル工事補助金交付事業	朝来市店舗リニューアル工事補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R7	R7
81	産業振興部	経済振興課	朝来市サテライトオフィス等開設補助金	朝来市サテライトオフィス等開設補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R11
82	産業振興部	経済振興課	朝来市新市街地活性化補助金	朝来市新市街地活性化補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R4	R8
83	都市整備部	都市政策課	まちづくり協議会活動補助金	朝来市街なみ環境整備事業協議会活動助成金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H17	–
84	都市整備部	都市政策課	朝来市地方バス路線維持対策補助金	朝来市地方バス路線維持対策補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H18	R11
85	都市整備部	都市政策課	わが家の耐震改修費等補助金	朝来市わが家の耐震改修費等補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H29	R16
86	都市整備部	都市政策課	古民家再生促進支援事業補助金	朝来市古民家再生促進支援事業補助金交付要綱	個人補助金	H29	–
87	都市整備部	都市政策課	住宅・建築物土砂災害対策整備事業補助金	朝来市住宅・建築物土砂災害対策整備事業補助金交付要綱	個人補助金	H30	–
88	都市整備部	都市政策課	朝来市がけ地近接等危険住宅移転事業	朝来市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱	個人補助金	H30	–
89	都市整備部	都市政策課	不良住宅等除却支援補助金	朝来市不良住宅等除却支援補助金交付要綱	個人補助金	R1	R7
90	都市整備部	都市政策課	破損空家等除去支援補助金	朝来市破損空家等除去支援補助金交付要綱	個人補助金	R2	R7
91	都市整備部	都市政策課	朝来市JR播但線団体利用促進補助金	朝来市JR播但線団体利用促進補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R2	R12
92	都市整備部	都市政策課	朝来市但馬空港利用促進協議会活動事業補助金	朝来市但馬空港利用促進協議会活動事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	H20	R12
93	都市整備部	都市政策課	景観形成事業補助金	朝来市景観形成補助金交付要綱	個人補助金	R2	–
94	都市整備部	都市政策課	特急はまかぜ利用促進事業	朝来市特急はまかぜ利用促進補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R4	R12
95	都市整備部	都市政策課	朝来市公共交通通勤利用促進補助金及び奨励金	朝来市公共交通通勤利用促進補助金及び奨励金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R4	R12
96	都市整備部	都市政策課	朝来市駅周辺駐車場利用補助金	朝来市駅周辺駐車場利用補助金交付要綱	個人補助金	R5	R13
97	都市整備部	都市政策課	朝来市JRローカル線駅周辺活性化モデル事業補助金	朝来市JRローカル線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R5	–
98	都市整備部	建設課	朝来市除雪機械運転資格取得補助事業	朝来市除雪機械運転資格等取得費交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R7	R11
99	上下水道部	上下水道課	朝来市浄化槽設置等促進補助金	朝来市浄化槽設置等促進補助金交付要綱	個人補助金	R2	–
100	上下水道部	上下水道課	朝来市浄化槽維持管理補助金	朝来市浄化槽維持管理補助金交付要綱	個人補助金	R2	–
101	教育委員会事務局	学校教育課	朝来市中学校部活動振興補助金	朝来市中学校部活動振興補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R2	R11
102	教育委員会事務局	学校教育課	朝来市国際交流協会補助金	朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱	事業費補助金ソフト事業	R3	R11
103	教育委員会事務局	文化財課	朝来市文化財保存事業補助金	朝来市文化財保存事業補助金交付要綱	個人補助金	H20	–

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	企画総務部総合政策課				
補助事業名	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金	担当部課	企画総務部総合政策課				
補助要綱	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む 1.シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実	分類	個人補助金				
事務事業	創生推進人財育成プロジェクト事業	開始年度 R 31	経過年数 6 年	終了年度 R 9	前回評価結果 改正		

1.事業概要

補助の目的	下宿、アパート等に入居して兵庫県立生野高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、高等学校の生徒数の確保を図り、高等学校の発展に寄与するため。				
補助が必要な理由	本補助制度を利用する生徒数は少ないが、平成30年度から生野高等学校が全県学区になったことに伴い、生野高等学校の生徒数の確保を図っていくためには必要な補助である。				
補助対象者	自宅から高等学校までの通学が遠距離により困難なため、市内にある下宿等に入居して通学する生徒の保護者				
補助対象事業	下宿等の賃借料(共益費、食費、光熱水費、生活雑費、修繕その他の居住の維持に関する経費等を除く。)				
補助率／補助額	補助対象経費の月額が5万円を超えないときは、当該超えない額(1,000円未満は切り捨て)		上限額	補助対象経費の月額が5万円を超えるときは、5万円	
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助制度該当地域からの入学生推移	1	3	3	3	9	3
②						
補助額	600,000	600,000	600,000	600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	600,000	600,000	600,000	600,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	0	0	0	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市の徴収金の完納に係る規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補助対象経費の月額が5万を超えないときは、当該超えない額(1,000円未満は切り捨てを補助する。)
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	全県学区となっている生野高校について、高校の授業料無償化などの公立高校を取り巻く厳しい現状を踏まえたうえで、生徒数の確保や生野高校のさらなる発展につなげていくために必要な支援である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市自主防災活動支援事業	担当部課	危機管理部 防災安全課		
		補助要綱	朝来市自主防災活動支援事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進		分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業		地域づくり支援事業		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
				H 28	9 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	自主防災活動に要する経費に対し補助金を交付し、朝来市内に存する行政区等が実施する自主防災活動の活性化を図る。		
補助が必要な理由	大規模災害時には、行政、消防、医療機関などの「公助」には数に限りがあることから、その数を超える被害が出た場合には、対応が困難になる。そのため、地域で取り組む「共助」が非常に重要であり、自主防災活動を行う組織に対して補助金の交付による支援が必要である。		
補助対象者	行政区等が行う自主防災組織		
補助対象事業	1 自主防災組織力強化事業 (1)自主防災組織の設立及び編成 (2)地区防災計画、避難マニュアル、マップ等の作成 (3)防災資機材の購入又は修繕 2 防火水槽管理事業 防火水槽内の堆積土砂の撤去 3 防災倉庫等整備改修事業 防災資機材を格納するための倉庫等の新設又は改修整備		
補助率／補助額	補助率 1/2	上限額	1 25万円 2 25万円 3 50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	18.6	26.7	28.2	28.4	28	30.0
②							
補助額		334,000	574,000	770,000	1,111,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		334,000	574,000	770,000	1,111,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		5	5	11	4	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書					—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	昨今の災害の頻発化、激甚化に伴い、行政区等の自主防災組織における防災意識の高まりが顕著になっている。令和7年度にあっては、予算充足してもなお、行政区等の自主防災組織からの相談が絶えない実情を踏まえ、今後は予算を増額しても継続実施する必要がある。
2次	廃止②	実施期間が令和7年度で9年目となるため一旦廃止とすること。なお、再度当該補助金を新設する際は『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づいた内容となるよう要綱を策定すること。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、廃止とする。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存	補助事業名	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助事業	担当部課	危機管理部 防災安全課		
		補助要綱	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金				
事務事業	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	R 3	4 年 R 11 繼続
消防団活動事業							

1.事業概要

補助の目的	朝来市消防団員の準中型免許の取得及びオートマチック車限定解除に係る経費を補助することにより、消防団員の確保、育成及び災害現場等への迅速な出動を図る。		
補助が必要な理由	平成29年の免許制度の改定やオートマチック車限定免許取得者の増加により、新たに入団した消防団員が所属分団等の消防車両が運転できない事案が生じているため、地域の消防力を維持する必要がある。		
補助対象者	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱第4条に規定する消防団員		
補助対象事業	補助対象者が準中型免許の所得及びAT限定解除のために要する経費 (1) 教習所の入所に要する経費 (2) 教習所において準中型自動車運転免許等取得に要する経費 (3) 教習所に入所後初回に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費		
補助率／補助額	(1) 準中型免許の取得 補助対象経費の合計額 (2) AT限定解除 補助対象経費の合計額の1/2	上限額	(1) 160千円 (2) 26千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 消防体制が充実していると感じる市民の割合	50.9	44.0	44.1	46.9	11	52.0
②						
補助額	186,000	186,000	26,000	186,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	186,000	186,000	26,000	186,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	2	1	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	× 「準中型免許の取得」は限度額のみが設定されている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	道路交通法の改正により、2025年4月からATが主流となったため、MTが主流の消防ポンプ自動車を運転するには必ずAT限定を解除しなければならず、今後も消防ポンプ自動車が運転できる団員を安定的に確保していくためには、継続実施していく必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市自主防災リーダー育成補助金	担当部課	危機管理部防災安全課		
		補助要綱	朝来市自主防災リーダー育成補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進		分類	個人補助金		
事務事業		防災推進事業		開始年度 R 7	経過年数 年	終了年度 R 7	前回評価結果 承認

1.事業概要

補助の目的	現在、防災安全課では、マイ避難カードの普及や出前講座の拡充を通じて、市民の防災意識の向上強化、地区防災計画策定の推進に努めている。令和6年度、防災推進事業を進める中で、防災意識や防災力向上には核となるリーダーの存在が重要であり、その育成が必要であるとの評価に至った。このことから、本補助金を再創設するものです。		
補助が必要な理由	防災意識や防災力向上には核となるリーダーの存在が重要であり、その育成が必要であるため、補助を行うことにより取得に係る敷居を下げ、市内の防災リーダーの数を増加させようとするため。		
補助対象者	ひょうご防災リーダー:全市民 防災士:ひょうご防災リーダー取得者又は朝来市消防団分団長以上の階級にある(あった)者		
補助対象事業	(1) ひょうご防災リーダー(兵庫県知事認定資格)の取得に対する助成 助成対象:交通費、燃料費 助成金額:(三木市会場)20,000円 (豊岡市会場)4,000円 (2) 防災士 助成対象:交通費、燃料費、教本代、受験料、登録料 助成金額:5,000円		
補助率／補助額	上限額に満たない場合はその額の100円未満を切り捨てた額を補助。	上限額	25千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 朝来市内の防災士の数		51	56	59	59	8	65
② ひょうご防災リーダーの数		31	37	43	43	8	50
補助額		0	25,000	0	125,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		0	0	0	125,000	—	—
一般財源の割合		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数		0	1	0	5	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書					—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	× 限度額のみ記載
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	災害時において重要な役割を担う「共助」力を強化するためには、各自主防災組織において、リーダーの役割を担う人材の育成が必要である。令和7年度に要綱を改正したことにより、今後消防団員や元消防団員による防災士取得の増加が見込まれるため、今後も継続して実施する必要がある。
2次	改正	来年度以降も継続する場合は『補助の実施期間』を延長し、『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づいて適正な運用を図ること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおりとするとともに、現状を把握したうえで、必要に応じて改正を検討すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市家庭用防災用品購入補助金	担当部課	危機管理部防災安全課		
		補助要綱	朝来市家庭用防災用品購入補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する			分類	個人補助金		
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	防災推進事業			R 7	年	R 9	承認

1.事業概要

補助の目的	一斉避難訓練や防災講演会、出前講座などを通じて、自助・共助の大切さを市民へ理解してもらえるよう取り組んでいる。また、避難所に行くことだけではなく、在宅避難など多様な避難のあり方も周知している。市から情報発信をするだけではなく、市民一人ひとりが自助に関する取り組みを積極的に実施できるよう防災用品の購入に係る費用の補助を行うことで、防災意識が向上することを目的に補助金要綱を新設するものです。		
補助が必要な理由	平成30年防災白書によれば、阪神・淡路大震災では7割弱の方が自助により救出されている。現在市では行政区や民間団体等への防災用品の購入補助は行っているが、個人への補助は行っておらず、家庭に防災用品を備蓄しているものは少ないと推察する。大規模災害時には市役所も被災している可能性があり、自助の必要性をより強く発信する必要がある。自助を含めた防災の意識を高めるために、本補助制度を制定する。		
補助対象者	全市民(世帯)		
補助対象事業	防災用品の購入費		
補助率／補助額	1/2	上限額	5千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 防災・減災対策等、災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合				28.4	9	35.0
② 日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進の満足割合				29.6	9	35.0
補助額			3,000,000		—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	3,000,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数				600	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	防災用品の準備を行っていただくことは、自分の命を守ることに直結するため、本補助金では市徴収金の完納は条件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	「自助」力の充実により育まれた冷静沈着な行動・判断が、「共助」力をより強固なものにし、結果として地域で命を守ることに繋がる。防災用品の購入が、家庭で「自助」を考えるきっかけなっていることは申請者の声からも明らかとなっており、朝来市版マイ避難カードの普及と併せて、今後も継続実施していく必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市命を守る交通安全支援補助金	担当部課	危機管理部防災安全課		
		補助要綱	朝来市命を守る交通安全支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進		分類	個人補助金		
事務事業		交通安全対策事業		開始年度 R 7	経過年数 年	終了年度 R 9	前回評価結果 承認

1.事業概要

補助の目的	日頃より広報活動や交通立番等により交通安全啓発を行っています。情報発信等により啓発を行うだけでなく、市民一人ひとりが交通安全に関する取り組みを積極的に実施できるよう交通安全に係る物品の購入費用の補助を行うことで、市民の交通安全意識の向上及び交通事故被害の軽減を目的に、朝来市交通安全促進事業を新設するものです。		
補助が必要な理由	上記のとおり日頃より広報活動や交通立番等により交通安全に対する啓発を行っています。しかし、交通事故件数は朝来市内で60件前後で推移しており、R5年度及びR6年度には交通死亡事故が発生し、意識の啓発だけでなくハード面での交通安全対策が必要であると判断したため、補助事業を新設する。		
補助対象者	(1) 65歳以上の免許返納者 (2) 65歳以上の運転免許証保有者 (3) 自転車使用者		
補助対象事業	(1) 日本工業規格(JIS)T9208に該当するシニアカーの購入補助 (2) 国土交通省の性能認定を受けた後付けのペダルの踏み間違いによる急加速を抑制する装置又はペダルの踏み間違いを防止する装置の購入設置補助 (3) SGマークその他安全基準に適合すると認証された自転車用ヘルメットの購入補助		
補助率／補助額	(1) 1/3 (2) 1/2 (3) 1/2	上限額	(1) 100千円 (2) 障害物検知機能付き 30千円 障害物検知機能なし 20千円 (3) 2千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
(1) 交通死亡事故件数年間1名以下					0	11年度	0
(2) 交通事故発生件数(年間40件以下)					39	11年度	35
補助額					1,900,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		0	0	0	1,900,000	—	—
一般財源の割合		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数					230	—	—
実績報告書					—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書					—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	全国的に高齢者による事故が多発する中で、とりわけ本市においては、高齢化が進む一方で、自家用車を手放しにくい地理的状況がある。交通事故を増やさないために、免許返納を促しつつも、シニアカー、自転車への移動手段の転換や安全装置の設置を今後も推進していく必要がある。また、若い世代においても、努力義務化となつたヘルメット着用を促進するためにも事業継続は必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	空家活用促進事業補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
		補助要綱	朝来市空家活用促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める			分類	個人補助金		
	15.まちの仲間になる移住定住の推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業			H 18	19 年	R 7	改正

1.事業概要

補助の目的	市内に存する空家の改修に要する経費の一部を補助することにより、その有効活用及び良質な住環境の整備を促進し、併せて定住の促進及び地域の活性化を図ること		
補助が必要な理由	住宅を取得される際に空き家の購入を選択する者に対して、その改修費用の一部を補助することによって、本市の移住定住の推進に一定の効果が期待されるため		
補助対象者	① 転入者、婚姻等による新世帯の世帯主、転入者を構成員とする世帯の世帯主、夫婦のいずれかが40歳未満である者、義務教育終了前の子どもを養育する者 ② ①に該当する者に賃貸する空家の所有者		
補助対象事業	台所の改修費用、トイレの改修費、風呂の改修費用、下水道への接続費用、その他補助することが適当と認められる内部改修費用(畳替、ふすま及び障子の張替え、ガラスの入替え等の簡易な改修を除く。)		
補助率／補助額	基本補助:1／2 転入者加算:2／10 市内事業者加算:1／10	上限額	基本補助:70万円 転入者加算:20万円 市内事業者加算:10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助件数		13	14	17	18	7	18
② 移住者(年間)数		105	117	123	130	7	130
補助額		8,769,300	12,200,000	15,071,800	16,400,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金	3,940,000	4,600,000	5,300,000	5,000,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		4,829,300	7,600,000	9,771,800	11,400,000	—	—
一般財源の割合		55.1%	62.3%	64.8%	69.5%	—	—
補助件数		13	14	17	18	—	—
実績報告書					—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書					—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○ 人口減少が続く中、市の制度を利用した移住者を一定数確保することができる。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	× 補助率は1/2だが、加算有り
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	× 近隣団体の補助額や予算等を総合的に判断し、上限を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止②	要綱としての期限を迎えるが、必要性が高い補助制度である。内容を一部踏襲しつつ、新たな補助制度を新規設置する。
2次	廃止②	1次評価のとおり廃止するとともに、必要な対応を図ること。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、廃止するとともに必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	未婚男女交流支援事業助成金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
		補助要綱	朝来市未婚男女交流支援事業助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める			分類	事業費補助金ソフト事業		
	15.まちの仲間になる移住定住の推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業			H 25	12 年	R 8	継続

1.事業概要

補助の目的	未婚の男女の出会いの場を創設すること		
補助が必要な理由	婚姻数が減少傾向にあり、未婚男女の出会いの場づくりを行う団体等を支援することで婚姻数の増加につなげる ことが必要であるため		
補助対象者	・公共的団体 ・市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体		
補助対象事業	・未婚男女の出会いの場づくり事業 ・未婚男女の交流促進事業 ・異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業 ・市長が適当と認める事業 ※参加者は10人以上とし、その3分の1以上が市内に在住し、又は市内の事業所に勤務する者であることが条件		
補助率／補助額	助成対象経費の合計額	上限額	20人未満 300,000円 20人以上30人未満 350,000円 30人以上 400,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	婚活イベント参加者数	91	107	191	150	8	150
②	カップル成立組数	55	56	67	50	8	50
	補助額	423,000	305,000	568,000	900,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	423,000	305,000	568,000	900,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
	補助件数	2	2	7	7	—	—
	実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書					—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	×	交付条件に③市の徴収金の完納が設定されていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	助成対象事業の参加人数に応じた上限額を設けており、上限額以内であれば対象経費に対して10/10の割合で助成を行っている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	第3次総合計画には「出会いの場づくり」が位置付けられており、民間団体等の柔軟な発想や企画による出会いの場づくりを支援する本助成金は今後も継続が必要である。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直しを行うこと。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める			分類	個人補助金		
	15.まちの仲間になる移住定住の推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業			H 28	9 年	R 7	改正

1.事業概要

補助の目的	若者世代等の市外からの転入を促進するとともに、市外への転出を抑制し、定住人口の増加を図ること		
補助が必要な理由	若年・子育て世代を中心に住宅取得費用の一部または賃貸住宅の家賃の一部を助成することで、本市の移住定住の推進に一定の効果が期待できるため		
補助対象者	住宅取得補助:転入者、専用住宅等を取得した者若しくはその配偶者のいずれかが40歳未満の者又は世帯内に義務教育終了前の子どもを有する者 家賃補助:転入者、新婚世帯		
補助対象事業	住宅取得費補助事業 専用住宅及び併用住宅の取得に要する費用の一部で要綱に定める金額 家賃補助事業 民間賃貸住宅入居に係る家賃の一部で要綱に定める金額		
補助率／補助額	住宅取得補助:基本補助5/100、転入者加算、市内事業者新築加算2/100、同居等加算1/100 家賃補助:5万円以上6万円未満は当該家賃月額、6万円以上は6万円	上限額	基本補助:50万円 転入者加算、市内事業者新築加算:20万円 同居等加算:10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助件数		86	71	74	75	7	75
② 移住者(年間)数		105	117	123	130	7	130
補助額		44,257,000	34,660,000	38,968,000	38,500,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金	2,484,000	2,307,000	2,904,000	1,380,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		41,773,000	32,353,000	36,064,000	37,120,000	—	—
一般財源の割合		94.4%	93.3%	92.5%	96.4%	—	—
補助件数					—	—	—
実績報告書					—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書					—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	人口減少が続く中、市の制度を利用した移住者を一定数確保することができる
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の支納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃補助については分類ごとの基準に沿った補助率ではなく、当該家賃月額又は6万円となってている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	近隣団体の補助額や予算等を総合的に判断し、上限額を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止②	要綱としての期限を迎えるが、必要性が高い補助制度である。内容を一部踏襲しつつ、新たな補助制度を新規設置する。
2次	廃止②	1次評価のとおり廃止するとともに、必要な対応を図ること。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、廃止するとともに必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	地域おこし協力隊員起業支援補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市地域おこし協力隊員起業支援補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	個人補助金				
	14.多様な人がつながる地域コミュニティの充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果		
事務事業	地域協働推進事業	H 29	8 年	R	継続		

1.事業概要

補助の目的	朝来市地域おこし協力隊員が、市内での起業を促進することを目的とする。		
補助が必要な理由	朝来市地域おこし協力隊員の市内での起業を促進することにより、隊員の自立を促し、市内定住を図るためにも必要である。		
補助対象者	地域おこし協力隊員		
補助対象事業	隊員自らが起業する事業で、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。 (1) 市の活性化に資するものであること。 (2) 公序良俗に反しないものであること。 (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断されるものでないこと。		
補助率／補助額	定額補助	上限額	100万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 地域おこし協力隊採用隊員数		1	2	1	1	11	2
② 本補助制度を活用して定住した隊員数		0	0	2	2	11	2
補助額		0	0	3,000,000	2,000,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		0	0	3,000,000	2,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—	—
補助件数		0	0	3	2	—	—
実績報告書			○	—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	× 国制度に基づいた定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	× 国制度に基づき、終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○ 国制度準拠
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市地域おこし協力隊員の市内での起業を促進し、その支援を行うことで、隊員の自立を促し、市内定住を図ることができ、今後も継続した補助が必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

区分 既存

令和 7 年 12 月 23 日

補助事業名	空き家片付け支援補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市空き家片付け支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める 15.まちの仲間になる移住定住の推進	分類	個人補助金		
事務事業	住みたい田舎移住促進プロジェクト事業	R 1	6 年	R 9	承認

1.事業概要

補助の目的	空き家バンクに登録された空き家の家財道具の処分等に要する経費の一部を補助することにより、良質な住宅供給と住環境の再整備を図り、もって市内への定住を促進すること		
補助が必要な理由	空き家バンクにおいて、家財道具等の処分が完了している物件の方が、問合せが多い傾向にある。しかし、所有者にとっては、片付けが負担となっており、空き家が放置される原因の一つとなっている。良質な空き家を流通させるため、当該補助が必要である。		
補助対象者	空き家バンクに登録した空き家の家財処分等を当該空き家の売却又は賃貸のために行う者		
補助対象事業	<p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理手数料 ・ごみ収集及び運搬料金 ・特定家庭用機器リサイクル料金 ・家財処分等の委託等に係る経費 		
補助率／補助額	1/2	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助件数		15	18	15	18	9	18
② 空き家バンク物件登録数		36	48	41	41	9	41
補助額		1,435,000	1,481,900	1,500,000	1,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		1,435,000	1,481,900	1,500,000	1,800,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		15	18	15	18	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約					—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	近隣団体の補助額や予算等を総合的に判断し、上限を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	良質な空き家の流通促進と空き家バンク事業の実績向上に資するものであり継続が必要。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	市連合区長会補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
		補助要綱	朝来市連合区長会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める			分類	事業費補助金ソフト事業		
	14.多様な人がつながる地域コミュニティの充実			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	区長会運営事業			R 3	4 年	R 12	継続

1.事業概要

補助の目的	区長相互の連携を図り、住み良い明るい社会の発展に寄与する。		
補助が必要な理由	連合区長会の運営を滞りなく行うため、また、隔年実施する区長会視察研修を継続して実施するため必要である。		
補助対象者	朝来市連合区長会		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・連合区長会活動補助 ・区長会視察研修活動補助(隔年実施) 		
補助率／補助額	補助対象経費の1/2以内	上限額	560,000円及び1,830,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	連合区長会会議の開催	5	6	7	5	12	6
②	市民アンケート(誇り・愛着)	70	66	65	63	12	65
補助額		420,000	830,000	542,000	892,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		420,000	830,000	542,000	892,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	2	1	2	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	○	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	今後も連合区長会の充実した運営を行うため、また、隔年実施する区長会視察研修を継続して実施するため、継続した補助を実施する。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直しを行うこと。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市文化協会活動補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
補助要綱	朝来市文化協会活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む 4.まちにも生きる生涯学習・スポーツの推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業	社会教育団体支援事業	R 3	4 年	R 11	承認

1.事業概要

補助の目的	朝来市文化協会の活動を支援することにより、市の文化の振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	補助金交付により、文化事業の継続及び充実並びに活性化を促進し、市の文化の振興を図るため		
補助対象者	朝来市文化協会加盟団体・加盟会員		
補助対象事業	(1) 展覧会、発表会、研修会等の文化事業 (2) 広報啓発事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業		
補助率／補助額	補助対象経費を合算した額に3分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	上限額	1,341,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 文化協会団体数	101	100	97	92	11	97
② 文化協会会員数	1,227	1,098	1,055	1,484	11	1,055
補助額	931,074	1,046,518	848,248	1,341,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	931,074	1,046,518	848,248	1,341,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市における文化の振興を図るために継続して補助を行う。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市青少年スポーツ・文化活動補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
		補助要綱	朝来市青少年スポーツ・文化活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む			分類	事業費補助金ソフト事業		
	4.まちにも生きる生涯学習・スポーツの推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	社会教育団体支援事業			H 30	7 年	R 11	継続

1.事業概要

補助の目的	青少年のスポーツ団体又は文化団体の活動に要する経費の一部を補助することにより、青少年の健全な育成を支援することを目的とする。		
補助が必要な理由	青少年の健全な育成を支援するために必要である。		
補助対象者	青少年健全育成団体		
補助対象事業	①年間を通じて行うスポーツ活動又は文化活動 ②国、都道府県等が主催又は後援を行う大会等への参加(予選大会等を経て出場する場合の旅費)		
補助率／補助額	①構成員数による ②補助対象経費を合算した額に2分の1を乗じて得た額	上限額	①20,000円、30,000円、40,000円 ②朝来市職員等の旅費に関する条例に基づき算出した額を限度とする
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 年間活動補助件数		35	35	35	36	11	36
② 市民アンケート(スポーツを定期的にしていますか)		44.6	44.8	45.6	46.2	11	45.3
補助額		1,192,000	1,786,870	1,635,740	1,600,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		1,192,000	1,786,870	1,635,740	1,600,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		40	46	49	50	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	青少年のスポーツ団体又は文化団体の活動に要する経費の一部を補助することにより、青少年の健全な育成を支援するために継続して補助を行う。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市子ども会活動補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
		補助要綱	朝来市子ども会活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む			分類	事業費補助金ソフト事業		
	4.まちにも生きる生涯学習・スポーツの推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	社会教育団体支援事業			R 3	4 年	R 11	継続

1.事業概要

補助の目的	朝来市子ども会連絡協議会の活動に係る費用の一部を補助することにより、市内の子ども会の連携強化を図り、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	子ども会連絡協議会の活動に要する経費を補助することで、同協議会の活動を通じた児童の健全育成及び資質の向上を図るために必要である。 少子化や生活様式が多様化が進む中、単位子ども会においては加入の子どもの人数が減少し活動が十分にできにくい地域もある中で、連合体として連携ある活動が重要である。青少年健全育成と子育て支援施策における子ども会活動の果たす役割は大きいことから引き続き強力な支援が必要である。		
補助対象者	子ども会連絡協議会		
補助対象事業	子ども会連絡協議会が行う次に掲げる事業 (1) 健康交流事業 (2) 文化交流事業 (3) スポーツ・レクリエーション交流事業 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業		
補助率／補助額	補助対象経費を合算した額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	上限額	266,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	才セロ大会	10	19	17	20	11	20
②	ボッチャ交流会	14	15	14	20	11	20
	補助額	61,500	31,752	46,798	119,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	61,500	31,752	46,798	119,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
	補助件数	2	1	1	1	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること	○	○

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	少子化の流れの中で子どもの数が減少し、また、子連協に加盟する子ども会も減少傾向にあり、さらに地域でのつながりが希薄になる中、子ども会連絡協議会による市内子ども会全体での活動は、子どもたちの相互の交流を深め、また、健全な育成を図るために継続して補助を行う。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市スポーツ団体補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
		補助要綱	朝来市スポーツ団体補助金交付要綱	根拠法令	スポーツ基本法		
総合計画体系		1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む 4.まちにも生きる生涯学習・スポーツの推進	分類	事業費補助金ソフト事業			
事務事業		体育協会等支援事業・たらぎダム湖マラソン事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
			R 3	4 年	R 11	継続	

1.事業概要

補助の目的	市内のスポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のために必要な経費の一部を補助することにより、市におけるスポーツの普及及び振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	①市民主体のスポーツ大会、スポーツの普及振興に関する事業等に係る費用を補助することにより、市のスポーツの普及、振興、指導者の育成を図るために必要である。 ②朝来市内の陸上競技を健全に普及発展させることにより、スポーツの振興が図られるため必要である。 ③市民の健康増進や朝来市のPRにつながるため必要である。		
補助対象者	①朝来市体育協会、②朝来市陸上競技協会、③たらぎダム湖マラソン大会実行委員会		
補助対象事業	①加盟団体活動強化事業、スポーツ大会等運営事業及び体育協会運営事業 ②陸上大会運営事業、但馬中学校新人駅伝競走大会運営事業、兵庫県郡市対抗陸上競技大会参加事業、兵庫県群市対抗駅伝競走大会参加事業及び陸上競技協会運営事業 ③たらぎダム湖マラソン大会運営事業		
補助率／補助額	①補助対象経費を合算した額 ②補助対象経費を合算した額の2分の1以内の額	上限額	①2,050,000円 ②180,000円 ③4,400,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	体育協会及び陸上競技協会が開催する大会等の回数	19	24	23	26	11	28
②	市民アンケート(スポーツを定期的にしていますか)	44.6	44.8	45.6	46.2	11	45.3
	補助額	2,230,000	6,630,000	6,630,000	6,630,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他		3,941,000	3,916,000	3,916,000	—	—
	一般財源	2,230,000	2,689,000	2,714,000	2,714,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	40.6%	40.9%	40.9%	—	—
	補助件数	2	3	3	3	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市における更なるスポーツの普及及び振興並びに交流人口の拡大を図るため継続して補助を行う。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来ふれあい元気まつり補助金	担当部課	朝来支所		
		補助要綱	朝来ふれあい元気まつり補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める			分類	事業費補助金ソフト事業		
	16.まちを応援する関係人口の創出			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来地域交流・活性化事業		R 6	1 年	R 8		

1.事業概要

補助の目的	朝来支所の所管区域内において実施する、交流と地域活性化を目的としたイベント等を支援することにより、当該地域の連帯感を醸成し、一層の活性化を図る。		
補助が必要な理由	朝来地域内外の交流活動を活発化させるため、実行委員会主催の市民が主体となるイベントを支援する。		
補助対象者	朝来ふれあい元気まつり実行委員会		
補助対象事業	朝来ふれあい元気まつり		
補助率／補助額	補助対象経費から他の制度による補助金等の収入を除いた額に3分の2を乗じて得た額(その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	上限額	15万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	来場者数			1,000	1,000	令和11	1,000
②	朝来文化祭来場者数			300	300	令和11	300
補助額				59,000	150,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		0	0	59,000	150,000	—	—
一般財源の割合		#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数				1	1	—	—
実績報告書				○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		令和6年度新設
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来地域内外の交流を促し、まちづくり活動につながる連帯感の醸成、地域力向上のために継続して支援する必要がある。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直しを行うこと。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	未熟児養育医療費助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
		補助要綱	朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	分類	個人補助金				
事務事業	未熟児養育医療費助成事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果		
		H 25	12 年	R	継続		

1.事業概要

補助の目的	未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく心身に障害を残すことが多いことから、生後速やかに適切な処置を行う必要があるため、入院医療を必要すると認めた未熟児に対して、医療給付を実施する。		
補助が必要な理由	生後速やかに適切な処置を安心して受け、安心して子育てできる環境を作るため。		
補助対象者	①出生時の体重が2,000グラム以下の者 ②生活力が特に弱く、規定する症状(一般状態、体温、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸)のいずれかを示すもの ③上記のいずれかに該当し、医師が入院療養を必要と認める者。		
補助対象事業	入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額について助成。 一部自己負担なし。		
補助率／補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠	朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱による 乳幼児医療費助成事業において入院自己負担なしとしており、整合性を図るため。		

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 助成実人数		4	2	3	5		
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)		38.7	30.3	28.9	32.6		
補助額		918,019	656,401	558,156	1,200,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金	406,009	258,820	250,408	600,000	—	—
	県支出金	203,004	129,410	125,204	300,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		309,006	268,171	182,544	300,000	—	—
一般財源の割合		33.7%	40.9%	32.7%	25.0%	—	—
補助件数		4	2	3	5	—	—
実績報告書					—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。 ②受給者世帯の所得階層区分に応じて扶養義務者から徴収基準額を徴収することもできるが、これに相当する額については徴収していない。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	①助成の性質上、実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者に対して医療費一部負担金を求めておらず、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成25年に県から事務移譲されて実施している事業である。生後速やかに適切な処置を必要とする未熟児に対して医療費の自己負担を助成し、経済的負担を軽減することで乳児の健康の保持や福祉の増進を図る目的で実施しており、必要不可欠な助成である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	後期高齢者人間ドック助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市後期高齢者医療人間ドック助成金交付要綱	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	分類	個人補助金				
事務事業	後期高齢者一般管理事業	開始年度	R 2	経過年数	5 年	終了年度	前回評価結果

1.事業概要

補助の目的	健康への意識づくりを目指し、人間ドックの受診者に対し費用の助成を行うことにより、疾病の予防、早期発見、早期治療等医療費の適正化を図る。		
補助が必要な理由	受診意向の高まりを受けて、今後より一層の積極的な受診が進むためには、「価格が安い」「補助金がある」「予約が取りやすい」「所要時間が短い」等の条件や環境が求められている中において、市が可能な条件の整備は、補助金を交付することである。		
補助対象者	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者 (同一年度に助成金の交付を受けた者及び市が実施する健康診査を受けた者を除く)		
補助対象事業	人間ドック		
補助率／補助額	15,000円	上限額	15,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	人間ドック受診者数	25	30	39	30		
②							
	補助額	375,000	450,000	585,000	450,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他	350,000	261,000	124,000	307,244	—	—
	一般財源	25,000	189,000	461,000	142,756	—	—
	一般財源の割合	6.7%	42.0%	78.8%	31.7%	—	—
	補助件数	25	30	39	30	—	—
	実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	後期高齢者医療保険被保険者数が増加傾向であり、早期発見・早期治療を図ることで、高齢者の医療費抑制につながる。 また、健康診査結果のデータ分析により健康課題を明確にすることで、疾病予防や重症化予防に関して効果的・効率的な保健事業に取り組むことができるため、必要不可欠な事業である。
2次	改正	『補助金の適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を区切ること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	国民健康保険人間ドック助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
		補助要綱	朝来市国民健康保険人間ドック助成金交付要綱	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
総合計画体系		4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 22.安心できる医療体制の充実		分類	個人補助金		
事務事業		国民健康保険特別会計		開始年度 R 2	経過年数 5 年	終了年度 R	前回評価結果 継続

1.事業概要

補助の目的	健康への意識づくりを目指し、人間ドックの受診者に対し費用の助成を行うことにより、疾病の予防、早期発見、早期治療等医療費の適正化を図る。		
補助が必要な理由	受診意向の高まりを受けて、今後より一層の積極的な受診が進むためには、「価格が安い」「補助金がある」「予約が取りやすい」「所要時間が短い」等の条件や環境が求められている中において、市が可能な条件の整備は、補助金を交付することである。		
補助対象者	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に規定する被保険者並びに30歳以上の国保被保険者(同一年度に助成金の交付を受けた者及び市が実施する健康診査を受けた者を除く)		
補助対象事業	人間ドック		
補助率／補助額	15,000円	上限額	15,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	人間ドック受診者数	92	89	94	100		
②							
	補助額	1,380,000	1,335,000	1,410,000	1,500,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金	1,380,000	1,335,000	1,410,000	1,500,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	0	0	0	0	—	—
	一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
	補助件数	92	89	94	100	—	—
	実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人間ドックの受診率が増加傾向であり、早期発見・早期治療を図ることで、被保険者の医療費抑制につながる。 また、健康診査結果のデータ分析により健康課題を明確にすることで、疾病予防や重症化予防に関して効果的・効率的な保健事業に取り組むことができるため、必要不可欠な事業である。
2次	改正	『補助金の適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を区切ること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	こども医療助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
		補助要綱	朝来市こども医療費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	分類	個人補助金				
事務事業	こども医療助成事業	開始年度	R 6	経過年数	1 年	終了年度	前回評価結果
			R				継続

1.事業概要

補助の目的	こども(小学校4年生～高校3年生修了まで)の医療費の一部自己負担を助成し、福祉の増進を図る。		
補助が必要な理由	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けることができ、安心して子育てができる「こどもまんなか社会」を推進するため。		
補助対象者	小学校4年生～高校3年生までのこどもの医療費を負担する保護者 【所得制限】 令和6年6月まで:扶養義務者(幼児等保護者)の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満 令和6年7月から:なし		
補助対象事業	医療費の一部自己負担額を助成(外来入院とも自己負担なし) ※県助成事業に上乗せして一部を市単独事業として実施 (県事業 医療保険における自己負担額の2/3を一部負担として自己負担【★】 残りを県が助成) 【★】を当補助制度にて助成		
補助率／補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠	朝来市こども医療費助成事業実施要綱に基づく上乗せ助成 子育てしやすい環境づくり推進のため		

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	こども医療費受給者数			2,137	2,114		
②	市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)			28.9	32.6		
	補助額			57,761,855	57,560,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金			7,253,000	7,252,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	0	0	50,508,855	50,308,000	—	—
	一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	87.4%	87.4%	—	—
	補助件数			22,292	23,863	—	—
	実績報告書			—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	当該医療費助成は近隣市町とほぼ同等の拡充内容となっており、人口政策、子育てしやすい環境づくりにおいても大きな役割を果たしている。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	集団回収助成金	担当部課	市民生活都市民課		
		補助要綱	朝来市集団回収助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する			分類	事業費補助金ソフト事業		
	29.地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	集団回収事業			R 2	5 年	R 10	継続

1.事業概要

補助の目的	資源ごみの再資源化及び減量化の促進並びにリサイクル意識の向上を図る。		
補助が必要な理由	ごみの再資源化及び減量化が促進されるとともに、市民のリサイクル意識の向上が図られる。		
補助対象者	小中学校PTA、こども会、地域自治協議会、自治会等		
補助対象事業	市内の家庭等から排出される資源ごみの集団回収事業		
補助率／補助額	紙類(新聞4円/kg、雑誌4円/kg、段ボール4円/kg) 繊維類4円/kg、びん類3円/本	上限額	同一団体1会計年度50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	集団回収量(紙類)単位:t	588	505	441	515	10	500
②	集団回収量(びん)単位:本	1,171	1,093	623	1,050	10	1,000
補助額		2,594,753	2,220,599	1,947,629	2,276,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		2,594,753	2,220,599	1,947,629	2,276,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		62	68	66	65	—	—
実績報告書					—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の微収金の開示を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	× 定額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	ごみの再資源化及び減量化の促進、市民のリサイクル意識の向上に加え、地域コミュニティの活性化及び実施団体の資金創出にもつながる補助事業である。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直しを行うこと。補助額については必要に応じて見直すこと。
外部	改正	リサイクル社会の推進のため、市民の意識醸成が必要である。利用できる団体(企業等も含め)を増やすことを検討するべき。
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。利用できる団体の検討については、PTA等の活動元となっていることを鑑みて検討すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市地区人権擁護委員会補助金	担当部課	市民生活部人権推進課		
		補助要綱	豊岡人権擁護委員協議会朝来市地区委員会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む 5.多様性を尊重する人権文化の醸成		分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業		社会福祉総務一般管理事業		開始年度 R 3	経過年数 4 年	終了年度 R 11	前回評価結果 継続

1.事業概要

補助の目的	基本的人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚の一層の進捗を図る。		
補助が必要な理由	人権擁護委員活動の充実のためには資質維持向上の研修等が必要である。		
補助対象者	豊岡人権擁護委員協議会朝来市地区委員会		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談に関する事業 ・人権に関する啓発事業 ・人権擁護委員の資質向上のための研修 ・前3号に掲げるもののほか、人権の擁護に関する事業 		
補助率／補助額	補助対象経費の2分の1	上限額	100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	研修会実施・参加活動	3	3	3	3	11	3
②	市民アンケート(人権尊重)	34.0	33.2	33.1	33.4	11	50.0
	補助額	0	0	0	55,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	0	0	0	55,000	—	—
	一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
	補助件数	0	0	0	1	—	—
	実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○	人権擁護委員は、地域で人権尊重の理念を広め、人権侵害から人々を守るために活動を行っていることから、数値が維持できている。
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人権擁護委員は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していく活動を行っている。研修を通じて、最新の人権問題に関する知識や、人権相談・救済活動に必要な技能を習得するため、継続して支援する必要がある。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直しを行うこと。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	更生保護活動補助金	担当部課	市民生活部 人権推進課		
		補助要綱	朝来市更生保護活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む			分類	事業費補助金ソフト事業		
	5.多様性を尊重する人権文化の醸成			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	社会福祉総務一般管理事業			R 3	4 年	R 11	継続

1.事業概要

補助の目的	犯罪や非行のない明るい社会をつくるため、犯罪や非行に陥った人への更生保護活動団体に補助金を交付する。		
補助が必要な理由	保護司会は民間のボランティアとされており、国から実費弁償費が支給される以外は、会員の会費、有志からの協賛金、市補助金によって運営されている。更生保護女性会は会費と市補助金によって運営されている。推進月間に合わせた大会や視察研修、非行防止の取り組みなど、各種更生保護活動の継続のために補助が必要である。		
補助対象者	朝来保護区保護司会(22名)、朝来更生保護女性会(58名)		
補助対象事業	犯罪や非行を予防し、地域社会の安全、住民福祉の向上に寄与する活動。 罪を犯した者の更生保護に関する活動。		
補助率／補助額	50%	上限額	251,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 市民アンケート(人権尊重)	34.0	33.2	33.1	33.4	11	50.0	
② 社会を明るくする運動推進大会の実施	1	1	1	1	11	1	
補助額		251,000	251,000	251,000	251,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		251,000	251,000	251,000	251,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		2	2	2	2	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	更生保護活動団体である保護司会や更生保護女性会は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える上で重要な役割を担っており、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、犯罪予防活動、生活環境の調整など、より一層重要な活動となっている。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直しを行うこと。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	人権教育・啓発推進事業補助金	担当部課	市民生活部人権推進課		
		補助要綱	朝来市人権教育啓発推進活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む			分類	事業費補助金ソフト事業		
	5.多様性を尊重する人権文化の醸成			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	人権啓発事業			R 3	4 年	R 11	継続

1.事業概要

補助の目的	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条に規定する活動を推進する団体を支援することにより、市民一人一人の人権が尊重され、あらゆる差別を解消することを目的とする。		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本会は教育、福祉、自治会、企業等の関係者もって組織されており、本補助金によりすべての活動を行っている。 ・活動の継続のために補助が必要となる。 		
補助対象者	生野町人権教育推進協議会・和田山町人権教育推進協議会・山東町人権教育推進協議会・朝来人権教育推進協議会・朝来市人権教育推進協議会連合会		
補助対象事業	<p>人権課題の解決を図り、豊かな人権文化を構築するための教育及び啓発の推進を目的とした事業。</p> <p>(1) 講演会、学習会及び研究会の開催 (2) 啓発チラシ、啓発冊子等の作成及び各種資料の収集 (3) 関係機関及び団体との共同研究及び活動の連携 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動</p>		
補助率／補助額	補助対象経費の全額	上限額	交付要綱に規定
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	市民アンケート(人権尊重)	34.0	33.2	33.1	33.4	11	50.0
②	人権講演会及び学習会等への参加者	645	815	666	600	11	800
補助額		831,000	916,000	1,010,000	1,274,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		831,000	916,000	1,010,000	1,274,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		5	5	5	5	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	②補助対象外経費として、食糧費及び親睦を目的とする経費が明記されていない
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	原則1/2以内の補助率となっていない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○	各団体が人権啓発に関して取組を工夫して行ってきたことにより、数値が維持できているものと考えられる。
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人権問題は、同和問題に加え、インターネット上の人権侵害、性的指向や性自認に関する差別、障害者や外国人に対する差別など、より多様化している状況である。これらの多様な人権問題に対応するためには、よりきめ細やかな人権教育・啓発活動が必要であり、地域全体で人権意識を高める取組が求められている。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直しを行うこと。 補助対象外経費として、食糧費及び親睦を目的とする経費を明記すること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市連合国際交流協会補助金	担当部課	市民生活部人権推進課		
		補助要綱	朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める			分類	事業費補助金ソフト事業		
	17.未来につながる多文化共生の推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	連合国際交流協会支援事業			R 3	4 年	R 11	継続

1.事業概要

補助の目的	市民の国際理解を深める交流活動を推進するとともに、在留外国人も地域の一員として安心して暮らせるまちづくりを進めるため。		
補助が必要な理由	国際理解教育の向上、友好交流を深める国際性豊かな市民の育成を図るため。		
補助対象者	朝来市連合国際交流協会		
補助対象事業	1. 中学生海外派遣事業【※教育委員会事業】 2. 海外中学生派遣受入事業【※教育委員会事業】 3. その他の交流事業(旧町交流協会事業等) 4. 特認事業(あさご日本語教室、会報発行等)		
補助率／補助額	要綱別表で規定	上限額	要綱別表で規定
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	国際交流において多様な文化に触れる機会がある	11.6	9.0	10.9	11.9	11	16.0
②	外国人日本語教室受講者数	25	30	25	23	11	40
補助額		1,702,326	2,130,780	1,676,650	2,500,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		1,702,326	2,130,780	1,676,650	2,500,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	1	1	1	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	×
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	国際的な相互理解と友好親善を深めるためには、朝来市連合国際交流協会が行う国際交流活動、多文化共生に関する事業等を引き続き支援する必要がある。また、旧町単位の交流協会の統合に向けて、組織及び活動の見直しを含む協議・検討を進めるよう各交流協会へ促すとともに、交流協会相互の連絡調整を行う必要がある。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直しを行うこと。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	災害ボランティア活動サポート事業補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
		補助要綱	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 18.一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現	分類	事業費補助金ソフト事業				
事務事業	社会福祉協議会支援事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果		
		H25	12 年	R	継続		

1.事業概要

補助の目的	災害ボランティアに特化したボランティア活動支援		
補助が必要な理由	社会福祉協議会の災害ボランティアに特化した活動に対する支援を行い、社会福祉の増進を図るため		
補助対象者	朝来市社会福祉協議会		
補助対象事業	・市町ボランティア活動支援事業補助金については、災害ボランティアに特化し対象経費2,000千円×1/2=1,000千円を上限に活動を支援する。		
補助率／補助額	50%	上限額	1,000,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 対象事業		1	1	1	1		
②							
補助額		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	1	1	1	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×	③市の徴収金、④暴力団等排除に係る規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の設定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核として社会福祉法に位置づけられている。社会福祉協議会が実施する災害ボランティア活動が、公共性が高く、地域福祉の増進に寄与する活動となっているかを確認しながら、引き続き適正な支援を行う必要がある。
2次	廃止②	実施期間が9年を超えていたため、一旦廃止とすること。なお、再度当該補助金を新設する際は『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づいた内容となるよう要綱を策定すること。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、廃止するとともに必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市身体障害者自動車改造費助成事業	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
		補助要綱	朝来市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系		4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実		分類	個人補助金		
事務事業		障害者(児)地域生活支援事業		開始年度 H 17	経過年数 20 年	終了年度 R	前回評価結果 継続

1.事業概要

補助の目的	身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため、就労等に伴い自動車を取得する場合にその自動車の改造に要する経費の一部を補助する。		
補助が必要な理由	身体障害者の就労等を支援、社会参加を促進するため。		
補助対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者(他、詳細要件あり)		
補助対象事業	自動車の操行装置及び駆動装置等の改造に要する経費		
補助率／補助額	10／10 実支出額と上限額を比較し、少ない方の額	上限額	1台当たり100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	制度を利用して社会参加が図れた人	0	3	2	1	R11	2
②							
補助額		0	300,000	200,000	100,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		0	300,000	200,000	100,000	—	—
一般財源の割合		#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		0	3	2	1	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため継続する必要がある。
2次	廃止②	実施期間が9年を超えていたため、一旦廃止とすること。なお、再度当該補助金を新設する際は『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づいた内容となるよう要綱を策定すること。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、廃止するとともに必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市社会福祉活動促進事業補助金 (市遺族会助成金)	担当部課	健康福祉部 社会福祉課					
補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令								
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業							
	18.一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果					
事務事業	福祉団体支援事業	R 3	4 年	R 12	継続					

1.事業概要

補助の目的	・社会福祉団体の活動支援と経費の一部を補助することにより、当該団体が行う活動の強化と充実を図る。 ・社会福祉団体の自主自立活動を促進し、社会福祉の増進に寄与する。		
補助が必要な理由	兵庫県遺族会の下部組織として、朝来市内に居住する戦没軍人軍属の遺族をもって組織し、会務の運営に当たるとともに、会員相互の親睦を図り、戦没者の慰靈並びに遺族の生活の向上及び福祉の増進を目指すことを目的としているため		
補助対象者	兵庫県遺族会朝来市支部		
補助対象事業	・護国神社慰靈大祭(春季、秋季)、朝来市戦没者追悼式への出席 ・研修会開催等		
補助率／補助額	50%	上限額	330,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	会議等活動回数	13	16	13	15		
②							
	補助額	290,000	59,000	118,000	175,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	290,000	59,000	118,000	175,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
	補助件数	1	1	1	1	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	戦没者の慰靈を行う団体であり、市としても活動補助を行い、活動を支えていく必要がある。 会員数や活動状況を注視し、団体の自主自立活動の促進を支援するため、活動内容や会員数に応じて適切に補助を行っていく。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市社会福祉活動促進事業補助金 (市手をつなぐ育成会活動助成金)	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
		補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる			分類	事業費補助金ソフト事業		
	21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	障害者団体等支援事業			R 3	4 年	R 12	継続

1.事業概要

補助の目的	障害者団体の自主自立活動を促進し、当団体が行う活動の強化及び充実を図る。		
補助が必要な理由	障害者団体の自主自立活動を促進し、多様な地域活動の場や機会を提供することで、障害のある人の社会参加を促進するため。		
補助対象者	市内で活動を展開する社会福祉団体(朝来市手をつなぐ育成会)		
補助対象事業	①知的障害者(児)の自立生活を支援する活動 ②知的障害者(児)の福祉の増進を図る活動 ③知的障害者(児)についての知識の普及啓発活動 ④知的障害者(児)の特殊教育を促進するための活動 ⑤知的障害者(児)に関する関係機関との連絡調整 ⑥その他市手をつなぐ育成会の目的達成に必要な活動		
補助率／補助額	1／2	上限額	200,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 会員数		37	40	37	32	R11	35
② 活動への参加者数		91	90	71	80	R11	80
補助額		158,000	109,000	115,000	158,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		158,000	109,000	115,000	158,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	役員がイベント等事業展開の担い手として、また、市行政の各種事業計画策定委員や条例策定委員、プロジェクト検討委員等にも参画し、その役割は大きいため継続する必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助事業名	朝来市障害児福祉サービス等負担額助成金	根拠法令	個人補助金		
補助要綱	朝来市障害児福祉サービス等負担額助成金支給要綱	分類	個人補助金		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	障害児福祉サービス等負担額助成事業	R 2	5 年	R	

1.事業概要

補助の目的	障害児福祉サービス等についての自己負担額を助成することにより、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現を図ることができる。				
補助が必要な理由	障害を持つ子どもの保護者は、子育てに対する精神的・経済的負担が一般の保護者以上にあるため、それらの負担を軽減し、福祉の増進を図る。				
補助対象者	障害児福祉サービス等を利用する障害児の保護者				
補助対象事業	障害児福祉サービス等を利用した障害児の保護者が、障害福祉サービス等事業所に支払った当該障害児福祉サービス等に係る費用。ただし、食費、材料費等の実費負担分は除く。				
補助率／補助額	障害福祉サービス等事業所に支払った当該障害児福祉サービス等に係る費用	上限額	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 サービス等毎に4,600円／月 入所施設利用の場合 サービス等毎に9,300円／月 日常生活用具給付、補装具費支給の場合 サービス等毎に37,200円／月		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 延べ利用人数		571	657	720	880	R11	800
②							
補助額		3,376,044	3,051,779	2,893,743	3,755,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		3,376,044	3,051,779	2,893,743	3,755,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		571	657	720	880	—	—
実績報告書		×	×	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	サービス利用種別毎に上限額を設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	障害を持つ子どもの保護者の負担を軽減し、福祉の増進を図ることができるため継続して実施する。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市障害者手帳交付申請用診断書等取得費助成金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市障害者手帳交付申請用診断書等取得費助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実	分類	個人補助金		
事務事業	身体障害者手帳等申請時等診断書取得費助成事業	R 3	4 年	R	承認

1.事業概要

補助の目的	経済的な支援だけではなく、障害のある方の生活意欲の増進と手帳取得の機会を容易にし、福祉の増進を図る。		
補助が必要な理由	障害者手帳等の申請時に必要な医師診断書の取得費を助成することにより、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現を図ることができる。		
補助対象者	障害者手帳の交付、自立支援医療費及び補装具費の受給に必要な診断書又は意見書を取得する、市内に住所を有する市民税非課税の心身障害者等		
補助対象事業	障害者手帳の交付、自立支援医療費及び補装具費の受給に必要な診断書又は意見書の発行料金		
補助率／補助額	1／2	上限額	2,500円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 助成を受けた者	15	10	43	30	R11	30
②						
補助額	29,675	24,700	72,440	75,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	29,675	24,700	72,440	75,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	15	10	43	30	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
運営費補助	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	経済的な支援だけではなく、障害のある方の生活意欲の増進と手帳取得の機会を容易にし、福祉の増進を図ることができるため継続して実施する。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
		補助要綱	朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実		分類	個人補助金		
事務事業		障害者(児)地域生活支援事業		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
				R 4	2 年	R	廃止②

1.事業概要

補助の目的	身体障害者の就労等社会参加に寄与し、自立更正の促進を図るため、運転免許を取得するために要する費用を補助する。		
補助が必要な理由	身体障害者の就労等を支援、社会参加を促進するため。		
補助対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者(他、詳細要件あり)		
補助対象事業	運転免許を取得するために直接要した費用		
補助率／補助額	10／10 実支出額と上限額を比較し、少ない方の額	上限額	100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	制度を利用して社会参加が図れた人	0	0	0	1	R11	1
②							
	補助額	0	0	0	100,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	0	0	0	100,000	—	—
	一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
	補助件数	0	0	0	1	—	—
	実績報告書	×	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×	④暴力団排除等に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	限度額のみ設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	従前の国県制度に準じて設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	過去3年間実績なし
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市独自の事業が実施できる地域生活支援事業の1事業として位置付けられており、交付税措置ではあるが財源も確保されている。身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため補助制度として継続する必要がある。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直し及び、補助の実施期間を定めること。
外部	改正	使用いただくためにも、身体障害者以外の障害者にも門戸をひろげるなど、内容の見直しを行う必要がある。このような補助は切るのではなく広げていくべき。
最終	改正	2次評価及び外部評価のとおり、必要な対応を図ること。補助対象者の見直しは、警察と調整したうえで行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

区分 既存

令和 7 年 12 月 23 日

補助事業名	人生いきいき住宅助成事業	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
補助要綱	朝来市人生いきいき住宅助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	分類	個人補助金		
事務事業	人生いきいき住宅助成事業	R 17	20 年	R	承認

1.事業概要

補助の目的	高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送ることの出来る住環境を整備し、長寿社会に対応した優しい住まいづくりを実現する				
補助が必要な理由	住み慣れた住宅で継続して、居住することによる心身の安定及び、家庭内での転倒・骨折等による生活機能の低下の予防を促進するため				
補助対象者	①特別型 介護保険の要介護認定又は要支援認定、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者のいる世帯 ②一般型 ①以外の65歳以上高齢者のいる世帯 ③断熱改修型 ①又は②に該当する世帯				
補助対象事業	<p>【バリアフリー改修】 ①特別型 対象者が居住する住宅で、日常生活を営むうえで支障となっている部分を取り除くために改修が必要な箇所で、介護保険制度の住宅改修と一緒に行われる住宅改修工事で、住まいの改良相談員が認める範囲のもの。 ②一般型 対象者が居住する住宅で、現在及び今後不便になると予想される箇所であり、規定の住宅改修工事 ③増改築型 特別型または一般型を実施時に増改築を伴う住宅の改修工事 【断熱改修】 窓の断熱改修（R7.4～新設） ※①は県補助制度（県1/2、市1/2） </p>				
補助率／補助額	【バリアフリー改修】①特別型 所得に応じて1/3～10/10 ②一般型 事業費に応じて定額 ③増改築型 1/3(特別型)、1/6(一般型) 【断熱改修】対象経費の20%		上限額	【バリアフリー】①特別型 1,000千円 ②一般型 150千円 ③増改築型 500千円(特別型)、250千円(一般型)※①、②に上乗せ 【断熱改修】50千円	
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 助成件数	11	16	8	30	9	30
②						
補助額	4,916,000	6,493,000	4,737,000	7,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	2,289,000	2,934,000	2,350,000	3,350,000	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,627,000	3,559,000	2,387,000	4,450,000	—	—
一般財源の割合	53.4%	54.8%	50.4%	57.1%	—	—
補助件数	11	16	8	30	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③④介護保険制度や障害者総合支援法に基づく住宅改修費給付制度と一体的に実施する工事に対し助成を行うものであるため、設定していない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	補助率は対象経費の額等により変動する。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	終了年度の規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	住み慣れた住宅で継続して居住し、自立した生活が営めるよう、家庭内での転倒・骨折等による生活機能の低下の予防につながる住環境づくりを支援する制度は必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	老人クラブ等社会活動促進事業補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
		補助要綱	老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現		分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業		老人クラブ支援事業		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
				H 17	20 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	市内の老人クラブ及び朝来市老人クラブ連合会が老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのために多様な社会活動を行い、老後の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会に資することを目的とする		
補助が必要な理由	高齢者の生きがいと健康づくりの活動を促進し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと生活できるようにするため		
補助対象者	①単位老人クラブ ②朝来市老人クラブ連合会		
補助対象事業	①単位老人クラブ 老後の生活を健全で豊かにするために単位老人クラブが実施する、ひとり暮らし老人の見守り、グラウンドゴルフなどの各種スポーツやイベントによる高齢者と他世代との交流促進事業、子育て支援・見守り活動等 ②朝来市老人クラブ連合会 市老人クラブ連合会が実施する各老人クラブへの活動促進事業や健康づくり・介護予防支援事業		
補助率／補助額	①単位老人クラブ:適合クラブ@100,000円・小規模クラブ@55,000円(会員数30名以上が適合クラブ、29名以下が小規模クラブ) ②朝来市老人クラブ連合会:実績に応じて定額	上限額	県基準額
上乗せ補助がある場合の根拠	県補助金(老人クラブ活動強化推進事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業、老人クラブ連合会による健康づくり・介護予防支援事業)に加えて、単位老人クラブについて、在宅独居者等見守り・友愛活動に対して10千円を市単費で加算。平成20年度に国庫補助金の基準額が10千円減額となった時に、市長政策判断でこの10千円を市単費で補填することとした。		

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 助成対象クラブ数		66	60	58	58	9	50
② 元気高齢者の割合		77.9%	77.4%	77.2%	78.0%	9	79.0%
補助額		8,387,000	7,743,000	7,417,000	7,448,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金	4,320,000	3,958,000	3,769,000	3,894,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		4,067,000	3,785,000	3,648,000	3,554,000	—	—
一般財源の割合		48.5%	48.9%	49.2%	47.7%	—	—
補助件数		66	60	58	58	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	令和5年度から3年間をめどに、県の補助対象事業が拡充され、コロナ禍を経て、活動再開やウイズコロナ時代に対応した新たな取り組みを支援してきた。今後も、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの活動を促進し、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるようにするために必要な事業である。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化に係る見直しと補助実施期間の設定を行うこと。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市社会福祉活動促進事業補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
		補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現		分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業		地域福祉基金運用事業		開始年度 R 3	経過年数 4 年	終了年度 R 11	前回評価結果 改正

1.事業概要

補助の目的	朝来市地域福祉基金から生じる利子を財源として、高齢者の保健福祉の向上と民間福祉活動の活性化を図る		
補助が必要な理由	高齢者の保健福祉の増進と民間福祉活動の活性化を図るため		
補助対象者	社会福祉事業の活動を目的とする社会福祉団体(高齢者施設合同連絡会)		
補助対象事業	社会福祉団体が行う次に掲げる事業 (1)地域社会福祉事業の推進に関すること。 (2)地域社会の調査に関すること。 (3)広報及び資料の発行に関すること。 (4)社会福祉事業従事者の研修等に関すること。 (5)社会福祉施設及び社会福祉団体等の連携に関すること。		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	元気高齢者の割合	77.9%	77.4%	77.2%	78.0%	9	79.0%
②							
	補助額	800,000	783,452	800,000	800,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	800,000	783,452	800,000	800,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
	補助件数	1	1	1	1	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	介護ボランティアの人材育成や介護従事者の知識・技術の習得・向上を図る事業に対し、地域福祉基金の運用益を有効に活用して支援していく必要がある。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助金額の上限を定めること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策補助事業	担当部課	健康福祉部高年福祉課		
		補助要綱	朝来市訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	分類	個人補助金		
事務事業		老人福祉一般管理事業	老人福祉一般管理事業	開始年度 R 1	経過年数 6 年	終了年度 R 9	前回評価結果 承認

1.事業概要

補助の目的	訪問看護、訪問介護の看護師等の安全を確保するとともに離職防止を図る。		
補助が必要な理由	訪問看護等の利用者からの暴力行為等への対策として、2人での訪問が必要であるにもかかわらず、介護報酬の2人体制での訪問加算が本人・家族からの同意が得られないため、算定できない場合に、加算相当額の一部を交付することにより訪問する職員の安全確保・離職防止を図る。		
補助対象者	暴力行為のある利用者へ訪問看護等を提供する看護師等		
補助対象事業	介護報酬の2人体制での訪問加算のうち、本人・家族からの同意算定できない場合に、加算相当額の一部を交付 ①看護師等による複数名訪問 ②看護師等と看護補助者による複数名訪問口 ③訪問介護員による複数名訪問		
補助率／補助額	1/2	上限額	146千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	対象件数	0	0	0	1	9	1
②							
	補助額	0	0	0	146,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金				73,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	0	0	0	73,000	—	—
	一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	50.0%	—	—
	補助件数	0	0	0	1	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	直近3年間の対象件数○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	訪問する職員の安全確保・離職防止を図るうえで必要な事業であり、市としても事業補助を行い、事業を支える必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。 補助の効果を踏まえ、現行の補助制度内容が適切かどうか検討すること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市高齢者補聴器購入費助成事業	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
		補助要綱	朝来市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系		4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
		20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業		高齢者補聴器購入費助成事業	R 5	2 年	R	承認	

1.事業概要

補助の目的	難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入費の一部を助成することにより、生活の質を維持し社会参加を図りながら住み慣れた地域での生活の維持を図る。		
補助が必要な理由	中等度の難聴で補聴器の装用が有用と判断された高齢者に対し、補聴器購入費の助成を行うことで、自立した生活や社会活動への参加を促進していくため。		
補助対象者	市内に住所を有する65歳以上の人		
補助対象事業	<p>次の全ての要件を満たす人(③④についてはどちらかに該当)に対し、原則認定補聴器専門店で購入した管理医療機器としての補聴器に対し費用の一部を助成(1人1回限り)</p> <p>①市内に住所を有する65歳以上の人 ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人 ③両耳の聴力レベルが40デジベル以上70デジベル未満の人 ④片耳の聴力レベルが70デシベル以上でもう片方の耳の聴力レベルが70デシベル未満の人 ※耳鼻咽喉科の医師から補聴器の装用が有用と判断された人(医師意見書必要)</p>		
補助率／補助額	補聴器本体の購入に要した費用	上限額	30千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 助成件数		45	50	60	9	60
②						
補助額		1,350,000	1,500,000	1,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	1,350,000			—	—
一般財源	0	0	1,500,000	1,800,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	0.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		45	50	—	—	—
実績報告書		×	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	補聴器の性能によって購入費用が異なるため、補助率を設定していない。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	補聴器本体の購入に要した費用を定額で補助。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	運営費補助の重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	聴力低下による日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入費を助成することで、高齢者の社会参加、地域交流を促し、住み慣れた地域での生活の維持につながる。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助実施期間を設定すること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	インフルエンザ予防接種費用助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 23.こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進	分類	個人補助金		
事務事業	予防接種事業	H 26	11 年	R	承認

1.事業概要

補助の目的	インフルエンザワクチンを用いた予防接種(以下「予防接種」という。)により感染のおそれがあるインフルエンザの発生及び蔓延の防止を図り、もって公衆衛生の向上と市民の健康保持に寄与するとともに、予防接種を受けた者(以下「被接種者」という。)等の経済的負担を軽減することを目的とする。 新たに追加する経鼻インフルエンザワクチンは、鼻腔内に1回の噴霧で完了することから、被接種者の心理的・身体的な負担を軽減することを目的とする。					
補助が必要な理由	インフルエンザの発生及び蔓延の防止と、予防接種被接種者等の心理的・身体的・経済的負担を軽減する。 新たな経鼻インフルエンザワクチンは、ワクチン代と手技料で約8,000円かかり、同ワクチンを使用した場合の自己負担額が増えるため、従来ワクチンを使用したときと同様に半額程度の助成として項目(選択肢)を追加する。					
補助対象者	(1) 予防接種日において60歳未満の者で、呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持するもののうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の障害等級1級又は2級に該当するもの (2) 予防接種日において60歳以上65歳未満の者で、呼吸器、心臓、腎臓機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持するもののうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の障害等級1級又は2級に該当するもので、定期接種の対象とならないもの (3) 生後6ヶ月以上中学校3年生相当の年齢までの者					
補助対象事業	インフルエンザ予防接種					
補助率／補助額	補助対象者(1)(2) 1回2,000円 補助対象者(3) 生後6ヶ月～13歳未満:1回2,000円(2回接種) 13歳～中学校3年生相当年齢:1回2,000円 【経鼻インフルエンザワクチン使用の場合】 2歳～13歳未満:1回4,000円 13歳～中学校3年生相当年齢:1回4,000円	上限額	補助対象者(1)(2) 2,000円 補助対象者(3) 生後6ヶ月～13歳未満:4,000円 13歳～中学校3年生相当年齢:2,000円 【経鼻インフルエンザワクチン使用の場合】 2歳～13歳未満:4,000円 13歳～中学校3年生相当年齢:4,000円			
上乗せ補助がある場合の根拠						

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 接種延べ人数	2,475	1,958	1,900	3,465	8	3,315
②						
補助額	4,949,600	3,915,500	3,800,000	6,990,000	—	—
国庫支出金					—	—
県支出金					—	—
地方債					—	—
その他					—	—
一般財源	4,949,600	3,915,500	3,800,000	6,990,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2,475	1,958	1,900	3,465	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③④健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金、暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	定額であり、補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	インフルエンザの流行状況によって左右される
	運営費補助の重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市民の健康保持に寄与し、感染症予防にかかる被接種者等の経済的負担を軽減につながることから、継続実施が必要である。
2次	廃止②	実施期間が9年を超えていたため、一旦廃止とすること。なお、再度当該補助金を新設する際は『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づいた内容となるよう要綱を策定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	医師就労支援対策交付金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市医師就労支援対策交付金要綱	根拠法令					
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 22.安心できる医療体制の充実	分類	事業費補助金ソフト事業				
事務事業	地域医療対策推進事業	H 24	14 年	R 8	継続		

1.事業概要

補助の目的	公立豊岡病院組合立朝来医療センター(以下「センター」という)の医師不足の解消を図るために、医師にセンターに勤務することへの優位性を持たせるとともに、それぞれの医師の更なる志学の向上を支援すること、並びに市内開業医(歯科医を除く)で構成された団体(以下「医師会」という)の更なる組織強化と活動の促進、及び医師会に所属する医師の志学の向上を支援することを目的とする。				
補助が必要な理由	センターの医師不足の解消を図り、地域医療提供体制の充実を図るため。				
補助対象者	(1) 組織強化事業 センターに勤務する医師で構成された団体又は医師会 (2) 研究・研修事業 センターに勤務する医師で構成された団体				
補助対象事業	(1) 組織強化事業 ア 医師の志学の向上のための活動 イ 市民等を対象とした研修会、講習会等の開催 ウ 医師の紹介、招へいのための活動及び団体、医師会の組織強化のための活動 エ その他地域医療充実のため市長が必要と認める活動 (2) 研究・研修事業 ア 医師の自己研さんのための研究・研修活動 イ その他医師の資質向上のため市長が必要と認める活動				
補助率／補助額	(1) 組織強化事業に掲げる活動の合算額 (2) 研究・研修事業の活動に要した費用の 1/2		上限額	研究・研修事業は医師1人につき50万円	
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 公立病院、医師会等団体数	2	2	2	2	8	2
② 公立病院の医師数	8	8	8	8	8	10
補助額	233,750	233,750	233,750	1,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	233,750	233,750	233,750	1,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徵収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③医師確保を目的としているため、市徵収金の完納要件は設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	組織強化事業は上限額の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	組織強化事業は上限額の規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市の地域医療の充実のため、中核病院となる朝来医療センターの医師や市医師会に対し、医療情報の提供や志学向上にむけた活動支援を行うことは、市民の医療への安心感が高まることにつながる。そのため、令和6年4月から更に3年間の要綱期限の延長を行っている。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	骨髓等移植ドナー支援事業助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
		補助要綱	朝来市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 22.安心できる医療体制の充実		分類	個人補助金		
事務事業		保健対策推進事業		開始年度 R 3	経過年数 4 年	終了年度 R	前回評価結果 継続

1.事業概要

補助の目的	公益財団法人日本骨髓バンクが骨髓バンク事業を行う場合に、骨髓又は末梢血幹細胞を提供した者に対し、助成金を交付することによって、ドナーの経済的な負担の軽減を図り、もって骨髓等の移植の推進に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	骨髓等の移植及び骨髓等の提供希望者の登録の推進に寄与し、医療体制の充実を図るため。		
補助対象者	骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業においてドナーとなった者で、骨髓等を提供した日が令和3年4月1日以降であり、かつ、骨髓等を提供した日及び助成の申請日において市内に住所を有しているドナー		
補助対象事業	以下に掲げる骨髓等の提供に係る通院、入院又は面談 (1) 健康診断のための通院 (2) 自己血貯血のための通院 (3) 骨髓等の採取のための入院 (4) その他骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談		
補助率／補助額	補助対象事業の日数に2万円を乗じた額	上限額	1回の提供につき20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	朝来市ドナー登録会での登録者数	3	1	2	2	11	2
②							
補助額		0	0	380,000	200,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金			190,000	100,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		0	0	190,000	100,000	—	—
一般財源の割合		#DIV/0!	#DIV/0!	50.0%	50.0%	—	—
補助件数		0	0	2	1	—	—
実績報告書				○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	県が推進する当該事業は、ドナー登録者の確保の推進とドナーの経済的負担の軽減ができることで、骨髓等を提供しやすい環境につながることから、本制度を維持していく必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	がん患者医療用補整具購入助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
		補助要綱	朝来市がん患者医療用補整具購入助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で豊かな暮らしを実感できる 23.こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進	分類	個人補助金				
事務事業	がん対策事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	R 3	4 年 R 繼続

1.事業概要

補助の目的	がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入に要する費用の一部を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図る。				
補助が必要な理由	がん医療の進歩により、継続的に治療を受けながら日常生活を送る患者が増加し、治療過程で起こりうる脱毛や乳房切除など外見変貌が患者の悩みの多くを占めている。がん治療に伴う外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的負担の軽減と共に、就労等社会参加の促進、療養生活の質の維持向上及び経済的負担の軽減を図ることができる。				
補助対象者	次の項をすべて満たす者 (1) 助成の申請日において市内に住所を有している者、(2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者、(3) 助成対象補整具を原則として当該年度中に購入した者、(4) 助成対象補整具を購入した者の区分に応じ、前年の所得額の要件を満たす者、(5) 対象補整具の購入に要する費用について、他の自治体から同種の助成を受けていない者、(6) 市税等市の徴収金を滞納していない者				
補助対象事業	(1) 医療用ウイッグ 原則として、がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する医療用のもの(装着時に皮膚を保護するネットを含む。)。ただし、付属品及びケア用品を除く。 (2) 乳房補整具 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着(当該下着とともに使用するパッドを含む。)又は人工乳房(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。)のいずれかとする。 補整具は、助成対象者1人につき、それぞれ1台限りとする。ただし、両側がんによる人工乳房については、この限りでない。				
補助率／補助額	対象補整具の購入に要した費用(購入のために要した交通費及び郵送費等を除く。)の額	上限額	(1) 医療用ウイッグ 5万円 (2) 乳房補整具 次のいずれかの額とする。 ア 補整下着 1万円、イ 人工乳房 5万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 助成延べ人数	6	9	4	8	11	8
②						
補助額	260,000	356,700	192,900	320,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	130,000	158,000	96,000	160,000	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	130,000	198,700	96,900	160,000	—	—
一般財源の割合	50.0%	55.7%	50.2%	50.0%	—	—
補助件数	6	9	4	8	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などになっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県の要綱に準じて実施
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	がんの罹患状況による
	運営費補助	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図るため、当該補助制度は必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	帯状疱疹予防接種費用助成事業	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱		朝来市帯状疱疹予防接種費用助成金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 23.こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 23.こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進	分類	個人補助金			
事務事業	予防接種事業	R 6	1 年	R	承認		

1.事業概要

補助の目的	帯状疱疹の発症や重症化を防ぎ、市民の健康の保持と予防接種を受けた者の経済的負担を軽減することを目的とする。		
補助が必要な理由	令和7年度から、65歳、70・75・80・85・90・95・100歳（令和7年度に限り100歳以上の方は全員）、60歳以上65歳未満の免疫機能に障害のある人については定期予防接種の対象となり、公費負担（一部自己負担有）となるが、それ以外の者については対象から外れ、ワクチン接種で発症予防や重症化予防ができるにも関わらず、接種費用が高額であることから接種を控える可能性も懸念されるため、対象者を見直し継続実施している。		
補助対象者	朝来市に住民登録がある50歳以上の者で、定期予防接種の対象とならない者		
補助対象事業	帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）または水痘生ワクチンを接種した者に対し接種費用を助成 ※助成回数は両ワクチンとも上限回数まで（生涯に1度限り）		
補助率／補助額	不活化ワクチン：1回10,000円×2回 水痘生ワクチン：3,500円	上限額	不活化ワクチン：20,000円 水痘生ワクチン：3,500円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果（単位：円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 接種延べ人数			609	125	11	250
②						
補助額			5,973,000	1,217,500	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金		726,000	40,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	5,247,000	1,177,500	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	87.8%	96.7%	—	—
補助件数			658	125	—	—
実績報告書		○	—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		令和6年度新設
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	帯状疱疹の発症・重症化予防に寄与し、被接種者等の経済的負担を軽減につながることから、当該補助制度は必要である。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、継続的な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	不育症治療費助成金	担当部課	子育て支援課		
補助要綱		朝来市不育症治療費助成金交付要綱	根拠法令	兵庫県不育症治療支援事業実施要綱			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	分類	個人補助金				
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果		
		H 28	9 年		継続		

1.事業概要

補助の目的	不育症の検査費や治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図り、不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。		
補助が必要な理由	不育症は、正しい検査と治療を行うことで出産率は高くなるものの、認知度は低く、理解不足から受診につながっていない状況がある。また、不育症の治療は、医療機関への頻回な受診、継続的な薬剤投与等、身体的・精神的・経済的にも負担が大きい。医療費の助成を行うことは、子どもを持ちたいと望む方の早期受診、早期治療につながり、少子化対策の一助となる。県では出生数の増加をめざし、不育症治療費助成を行う自治体に対する補助事業を実施することで、本事業の普及を図っている。		
補助対象者	(1)不育症の検査及び治療の期間及び申請日において市に住所を有する夫婦(事実婚含む)であり、治療開始日に妻の年齢が43歳未満の者 (2)不育症と診断されていること (3)市税等市の徴収金を滞納していないこと (4)他の自治体から同様の助成を受けていないこと (5)医療保険に加入していること		
補助対象事業	不育症の検査及び治療に要した医療保険適用外の費用に対する一部助成 ※兵庫県不育症治療支援事業実施要綱一部基づき実施。		
補助率／補助額	規定無し	上限額	1年度につき15万円
上乗せ補助がある場合の根拠	上乗せ補助なし		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる%」20~40歳代	38.6	39.9	45.7	46.2	11	48.2
②						
補助額			22,154	150,000	—	—
国庫支出金					—	—
県支出金			5,000	52,000	—	—
地方債					—	—
その他					—	—
一般財源	0	0	17,154	98,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	77.4%	65.3%	—	—
補助件数	0	0	1	1	—	—
実績報告書		○	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
運営費補助	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	当該事業により経済的な負担の軽減を図ることは、こどもを欲しいと願う夫婦の早期受診、早期治療につながり、少子化対策として、直接的な出生数の増加につながる制度である。安心してこどもを産み育てる環境づくりの推進のため、継続して実施する。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。なお、補助額については、治療費の高騰状況を鑑み検討すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	一般不妊治療費助成金	担当部課	子育て支援課		
補助要綱		朝来市一般不妊治療費助成金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で豊かな暮らしを実感できる 19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実		分類	個人補助金			
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	継続

1. 事業概要

補助の目的	子どもを持ちたいと望む方が適切な時期に不妊治療が受けられるよう、不妊の検査や一般不妊治療にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図り、不妊治療を促進するとともに、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する。		
補助が必要な理由	令和4年度から不妊治療の保険適用範囲が拡大され、一般不妊治療(タイミング法や人工授精等)は、保険適用となっているが、不妊治療は、妊娠、出産するまで、あるいは治療をやめる決断をするまで続き、医療機関への頻回な受診が必要であり、身体的な負担に加え、依然として治療にかかる経済的負担は大きい。相対的に所得が低い若い世代の夫婦が、早期に必要な治療を受けやすい環境とするために、経済的な負担軽減を図ることが必要である。		
補助対象者	<p>次の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1)法律上の夫婦または事実婚の夫婦であり、当該検査を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること</p> <p>(2)医療保険に加入していること</p> <p>(3)当該助成に係る治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること</p> <p>(4)申請に係る治療について、他の自治体が実施する不妊治療の助成を受けていないこと</p> <p>(5)市税等市の徴収金を滞納していないこと</p>		
補助対象事業	夫婦そろって受けた保険適用外の不妊検査(不妊ペア検査)及び医療保険適用内外の一般不妊治療に要した費用の自己負担額に対し、一部を助成する。		
補助率／補助額	・一般不妊治療に要した費用の1/2 ・不妊治療ペア検査費用の7/10	上限額	1年度につき6万円(ペア検査を含む場合は7万円)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」 20~40歳代	38.6	39.9	45.7	46.2	11	48.2
②						
補助額	423,395	409,854	547,491	705,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金		8,000	19,000	52,000	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	423,395	401,854	528,491	653,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	98.0%	96.5%	92.6%	—	—
補助件数	18	18	20	20	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	不妊治療ペア検査費用は7/10
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	実施期間は設定していないが3年で評価を行う
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	運営費補助	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	重複補助の有無				
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	当該事業により経済的な負担の軽減を図ることは、妊娠、出産を希望する夫婦の早期受診、早期治療につながり、少子化策として直接的な出生数の増加にもつながる制度である。安心してこどもを産み育てる環境づくりの推進のため、継続して実施する。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、継続的な運用を図ること。なお、補助額については、治療費の高騰状況を鑑み検討すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	出産・子育て応援給付金	担当部課	子育て支援課		
補助要綱	出産・子育て応援事業実施要綱	根拠法令	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	出産・子育て応援事業	R 4	3 年	R	承認

1.事業概要

補助の目的	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援とともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境づくりを推進する。				
補助が必要な理由	上記のとおり				
補助対象者	申請時に朝来市に住所を有する者で、次に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれに定める者。 (1) 出産応援給付金:妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。令和7年3月31日までに妊娠の届出をした妊婦) (2) 子育て応援給付金:出生した乳幼児を養育する者(令和7年3月31日までに出産した児) (3) 上記(1)(2)のうち、伴走型相談支援による面談を受けている者				
補助対象事業	(1)出産応援給付金 妊婦1人につき5万円 (2)子育て応援給付金 児童1人につき5万円				
補助率／補助額	定額	上限額	(1)出産応援給付金 妊婦1人につき5万円 (2)子育て応援給付金 児童1人につき5万円		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代	38.6	39.9	45.7	46.2		
②						
補助額	16,450,000	13,200,000	12,850,000	1,000,000	—	—
国庫支出金	10,300,000	8,633,000	7,333,000	666,000	—	—
県支出金	2,575,000	2,200,000	2,141,000	166,000	—	—
地方債					—	—
その他					—	—
一般財源	3,575,000	2,367,000	3,376,000	168,000	—	—
一般財源の割合	21.7%	17.9%	26.3%	16.8%	—	—
補助件数	329	264	257	20	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	×	×
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	当該事業は、国要綱である「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき実施している。令和7年4月以降は、当該補助は、子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付」に移行するため、令和7年3月31日までに出産した者の経過措置として実施。令和8年3月末をもって事業終了予定。
2次	廃止①	1次評価のとおり、廃止すること。
外部		
最終	廃止①	2次評価のとおり、廃止すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	特定不妊治療費負担軽減助成金	担当部課	子育て支援課		
補助要綱	朝来市特定不妊治療費負担軽減助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	分類	個人補助金		
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
		R 4	3 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	子どもを持ちたいと望む方が適切な時期に不妊治療が受けられるよう、特定不妊治療(顎微授精・体外受精)にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する。				
補助が必要な理由	特定不妊治療(顎微授精・体外受精)は令和4年度から保険適用となったが、先進医療や保険適用外となる治療が必要な場合もあり、依然として治療費は高額であるため、治療にかかる経済的負担は大きい。少子化対策として、必要な治療を受けやすい体制を整備し治療を促進するため、経済的な負担軽減を図ることが必要である。				
補助対象者	<p>次の要件をすべて満たす者</p> <p>(1)法律婚または事実婚の夫婦であり、当該治療を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること</p> <p>(2)医療保険に加入していること</p> <p>(3)当該助成に係る治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること</p> <p>(4)申請に係る治療について、若年がん患者妊娠性温存治療費助成の交付を受けていないこと</p> <p>(5)市税等市の徴収金を滞納していないこと</p>				
補助対象事業	医療保険適用内外の特定不妊治療(顎微授精・体外受精)に要した費用の自己負担額に対し、一部を助成する。				
補助率／補助額	助成対象経費の1/2 (治療内容区分ごとに上限額あり)	上限額	①保険適用の治療(先進医療を含む):10万円 (治療内容により2万5千円) ②保険適用外の治療:15万円(治療内容により5万円) ③男性不妊治療:10万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代	38.6	39.9	45.7	46.2	11	48.2
②						
補助額	1,889,155	3,097,310	1,995,084	3,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,889,155	3,097,310	1,995,084	3,800,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	33	45	30	53	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助するにふさわしい者であること ③市の徴収者の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	実施期間は設定していないが3年で評価を行う
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
運営費補助	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	特定不妊治療は、令和4年度から保険適用となったが、先進医療や保険適用外となる治療が必要な場合もあり、依然として治療費は高額である。当該事業により経済的な負担の軽減を図ることで、妊娠、出産を希望する夫婦が、適切な時期に継続して治療を受けることができ、少子化策として直接的な出生数の増加にもつながる制度である。安心してこどもを産み育てる環境づくりの推進のため、継続して実施する。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部	改正	社会情勢やニーズに合わせ、定期的な補助内容の見直しをする必要性からも、実施期間については設定すべき。子を望む方の一助となる大切な補助金である。
最終	継続	1次評価を踏まえ、継続的な運用を図ること。ただし、外部評価のとおり、定期的な補助内容の見直しをはかること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	妊産婦移動サポート助成金	担当部課	子育て支援課				
補助要綱		妊産婦移動サポート助成金交付要綱	根拠法令						
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	分類	個人補助金						
事務事業	妊産婦移動サポート助成事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果				
		R 5	2 年	R	承認				

1.事業概要

補助の目的	妊婦健診や出産、産婦健診時の産科医療機関等の受診時における自宅から医療機関までの交通費を支援することで、妊産婦の経済的負担を軽減し、切れ目のない妊娠・出産支援を推進する。		
補助が必要な理由	分娩可能な医療機関等への距離が遠く、受診にかかる妊産婦の経済的負担や身体的精神的負担は大きくなっている。妊婦健診や出産、産婦健診時にかかる交通費の一部助成を行い、妊産婦の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進することが必要。		
補助対象者	対象となる健診等を利用した日に朝来市に住民票を有する妊産婦であり、市税等の滞納をしていないこと。		
補助対象事業	妊婦健診、出産のための入退院、産婦健診を利用するための自宅から医療機関にかかる交通費支援(片道を1回として換算) (1)自車 1回一律500円×利用回数分助成 (2)列車、バス及びタクシー 自宅から医療機関等までの乗車に要した料金の1/2の額(上限5,000円)×利用回数分助成		
補助率／補助額	(1)自車:一律500円 (2)列車、バス及びタクシー:上限5,000円	上限額	(1)自車:一律500円 (2)列車、バス及びタクシー:上限5,000円
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代		39.9	45.7	46.2	11	48.2
②						
補助額		1,040,790	1,417,930	2,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	1,040,790	1,417,930	2,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		101	99	120	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①自車については定額であり、補助率を1/2としていい
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実施期間は設定していないが3年で評価を行う
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			令和5年度新設
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	補助制度を実施し3年が経過するにあたり、補助目的の達成に向けた事業の有効性及び令和7年度から始まった子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付」を総合的に評価する必要がある。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、継続的な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	在宅保育支援金	担当部課	子育て支援課		
補助要綱	朝来市在宅保育支援金支給要綱	根拠法令					
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	分類	個人補助金				
事務事業	在宅保育支援事業	R 6	1 年	R 11	承認		

1.事業概要

補助の目的	多様な子育て環境を支援し、子どもの健全育成と子育てしやすい環境を創出する。		
補助が必要な理由	保育所・こども園に在園している子にも、市単独で金銭支援を行っているため、在宅で保育している子にも同程度の金銭支援を行う。		
補助対象者	未就園児で、0歳7ヶ月以降の0歳児、1歳児、2歳児（年度末までに満3歳になる2歳児を含む）		
補助対象事業	在宅で保育している場合に、一人月額10,000円を支給する。		
補助率／補助額	定額	上限額	一人月額10,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 支給人數				198	200	10	200
②							
補助額				14,140,000	16,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他			14,140,000	16,800,000	—	—
一般財源	0	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	0.0%	0.0%	—	—	—
補助件数			198	200	—	—	—
実績報告書				—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	妊娠届時、出生届時の経済支援金と重複しないよう、0歳児は7か月以降としている。また、3歳以上は、保育料が無償化されているため、対象外とした。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	支援金であるため、使途は制限していない
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	定額補助としている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	5年間とし、見直しを行う。要綱の附則にて期限を規程。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	在園児も在宅児も同程度の市費支援が出来るよう設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	妊娠届時、出生届時の経済支援金と重複しないよう、0歳児は7か月以降としている。また、3歳以上は、保育料が無償化されているため、対象外とした。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	多様な子育ての環境の支援や子育て世帯の経済的支援が図られており、継続して実施する。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

区分 既存

令和 7 年 12 月 23 日

補助事業名	妊婦及び産婦健康診査等費用助成金	担当部課	子育て支援課		
補助要綱	朝来市妊婦及び産婦健康診査等費用助成金交付要綱	根拠法令	母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる 19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	分類	個人補助金		
事務事業	妊婦及び産婦健康診査等費用助成事業	R 6	1 年	R	承認

1.事業概要

補助の目的	母子保健法第13条に基づく妊産婦を対象とした健康診査に係る費用を助成し、妊娠・出産の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。		
補助が必要な理由	妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。		
補助対象者	・妊婦健康診査等を受けた妊婦 ・産婦健康診査を受けた産婦(産後8週間以内)		
補助対象事業	・妊婦健康診査等費用 ・産婦健康診査		
補助率／補助額	健診費相当額(全額助成)	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代			45.7	46.2	11	48.2%
②						
補助額			15,530,236	15,050,000	—	—
特定財源	国庫支出金		302,000	468,000	—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他		12,600,000	14,000,000	—	—
一般財源			2,628,236	582,000	—	—
一般財源の割合			16.9%	3.9%	—	—
補助件数			325	350	—	—
実績報告書			—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金の完納は要件としていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	国が示す産婦健康診査について、望ましい基準が受けられるよう法に基づき市の責務として実施。本市の子育て支援及び少子化対策としても全額助成としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間は設定していないが3年で評価を行う
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	妊娠期から出産後の健康保健支援強化及び経済的負担軽減として助成額を設定しているため上限は設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	類似制度なし
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	妊娠・出産の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えるため、継続して実施する。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、継続的な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	乳児等健康診査費助成金	担当部課	健康福祉部 健幸づくり推進課		
		補助要綱	乳児等健康診査費助成金交付要綱	根拠法令	母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる			分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	乳児等健康診査費助成事業			R 6	1 年	R	承認

1.事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査に要する費用を助成することにより、新生児聴覚検査の普及啓発と受検を促進し、聴覚障害の早期発見と早期支援を図ることを目的として実施する。 1か月児等健康診査費を助成することで、ひとりひとりの子どもの健康状態を把握し、疾病の予防・早期発見・早期治療につなげるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目のない妊娠・出産・子育て支援を推進する。 		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査にかかる経済的負担を軽減し、受検を促進することで、先天性聴覚障害の早期発見と早期支援を図る。 1か月児等の健康診査は、児の発育発達を確認し、疾病の予防・早期発見・早期治療に努めるとともに、保護者のサポートを行う目的で行われている。生後間もない時期は、児の体重増加や育児の方法など心配なことが多くあり、また母体の身体的機能の回復や精神状態など変化しやすい時期であるため、産後も安心して育児ができるよう、相談できる機会として当該健診は重要である。 		
補助対象者	新生児聴覚検査、生後2週間児健診・1か月児健診受診日において市内に住所を有する児の保護者		
補助対象事業	検査・健診費相当額(全額助成)	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代			45.7	46.2	11	48.2
②						
補助額			1,154,293	1,659,000	—	—
特定財源	国庫支出金		173,000	325,000	—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	981,293	1,334,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	85.0%	80.4%	—	—
補助件数			248	300	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金の完納は要件としていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	乳幼児医療費助成に準じているため、自己負担がないように補助を行うこととしている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間は設定していないが3年ごとに評価を行う。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	乳幼児医療費助成に準じているため、自己負担なし(上限なし)としている。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	1か月児等健康診査及び申請時聴覚検査に要する経費を助成することで、児の健康状態等の把握、早期の治療や支援につなげるとともに、産後も安心して育児ができるようにするために、継続して実施する。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、継続的な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	保育所地域活動事業補助金	担当部課	こども園課		
		補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業				
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果		
事務事業	私立保育所・こども園運営支援事業	H 30	7 年	R	継続		

1.事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	世代間交流や異年齢児との交流を通じて、感受性豊かな人格形成を図る。		
補助率／補助額	1/2	上限額	50,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	待機児童数	0	0	0	0	11	0
②	市民アンケート(子育てサービス)	41.3	35.6	35.2	40.1	11	68.1
補助額		181,000	226,000	232,000	300,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		181,000	226,000	232,000	300,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		6	6	6	6	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	× 終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	× 要綱上に記載なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保育園・認定こども園での、一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	障害児保育事業補助金	担当部課	こども園課		
		補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる			分類	事業費補助金ソフト事業		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	私立保育所・こども園障害児保育支援事業			H 30	7 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	集団生活が可能な障害児の受入れを円滑に推進し、当該障害児の福祉の増進を図る。		
補助率／補助額	障害児加配保育士1人につき100,000円(月額)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	待機児童数	0	0	0	0	11	0
②	市民アンケート(子育てサービス)	41.3	35.6	35.2	40.1	11	68.1
	補助額	1,200,000	0	0	3,600,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	1,200,000	0	0	3,600,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
	補助件数	1	0	0	3	—	—
	実績報告書	○	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	× 専属保育士の確保に係る人件費補助であり、定額補助としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	× 終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	× 要綱上に記載なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保育園・認定こども園での、一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。一方、保育士の確保が難しい現状がある。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	病児保育サポート事業補助金	担当部課	こども園課		
		補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる			分類	事業費補助金ソフト事業		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業			H 30	7 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	やむを得ず病気の子どもを見ることができない保護者を支援するため、保育所等が窓口となって嘱託医等への付添い及び病児保育施設への搬送を行うことによって子育て支援の充実を図る。		
補助率／補助額	1回600円	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	待機児童数	0	0	0	0	11	0
②	市民アンケート(子育てサービス)	41.3	35.6	35.2	40.1	11	68.1
補助額		9,600	9,600	420	17,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		9,600	9,600	420	17,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		3	2	2	6	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保育園・認定こども園での、一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	休日保育事業補助金	担当部課	こども園課		
		補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業				
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果		
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	H 30	7 年	R	改正		

1.事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	朝来市休日保育事業要綱(平成27年朝来市告示第65号)に基づき、休日保育事業を行う保育所等について、運営体制等の充実を図る。		
補助率／補助額	交付要綱による	上限額	交付要綱による
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	待機児童数	0	0	0	0	11	0
②	市民アンケート(子育てサービス)	41.3	35.6	35.2	40.1	11	68.1
	補助額	47,000	0	0	50,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	47,000	0	0	50,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
	補助件数	1	0	0	1	—	—
	実績報告書	○	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	認定こども園での、ニーズに合致した一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましいが、他園の児童の利用について保護者に対する啓発が必要。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	有害鳥獣捕獲報償金	担当部課	農林振興課		
		補助要綱	朝来市有害鳥獣捕獲報償金等交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する			分類	事業費補助金ソフト事業		
	9.時代にあわせた農畜産業の振興			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	有害鳥獣対策事業			H 24	14 年	-	

1.事業概要

補助の目的	有害鳥獣による農林作物の被害を防止し、農林業の振興を図るため、有害鳥獣の捕獲活動に対し、報償金及び活動費を交付する。		
補助が必要な理由	有害鳥獣の捕獲活動は、その労力やかかる経費を考えると無償で実施することは難しく、報償金や活動費の交付が活動推進には必要であるため。		
補助対象者	有害鳥獣の捕獲許可を受け、市内において有害鳥獣を捕獲する個人又は団体		
補助対象事業	有害鳥獣の捕獲活動		
補助率／補助額	朝来市有害鳥獣捕獲報償金等交付要綱別表に定める額	上限額	朝来市有害鳥獣捕獲報償金等交付要綱別表に定める額
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 有害鳥獣による農林業被害金額	1,188,000	3,503,000	3,506,000	3,500,000	R7	2,561,000
②						
補助額	22,796,000	19,379,000	19,737,000	20,000,000	-	-
特定財源	国庫支出金	9,122,000	7,853,000	7,725,000	7,878,000	-
	県支出金					-
	地方債					-
	その他					-
一般財源	13,674,000	11,526,000	12,012,000	12,122,000	-	-
一般財源の割合	60.0%	59.5%	60.9%	60.6%	-	-
補助件数	1	1	1	1	-	-
実績報告書	○	○	○	-	-	-

3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	報償金等の額は各種定額である
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	要綱上に規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	有害鳥獣の捕獲活動は、その労力やかかる経費を考えると無償で実施することは難しく、報償金や活動費の交付が活動推進には必要である。
2次	廃止②	補助の実施期間が9年を超えていたため、一旦廃止すること。なお、再度当該補助金を新設する場合は、『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の適正化を見直し、補助の実施期間を定めること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、継続的な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	新規狩猟者育成事業	担当部課	農林振興課		
補助要綱	朝来市新規狩猟者育成事業補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 9.時代にあわせた農畜産業の振興	分類	個人補助金				
事務事業	有害鳥獣対策事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	H 26	11 年 R 10 繼続

1.事業概要

補助の目的	狩猟活動を始めるために必要な経費の一部を補助することにより、新規狩猟者の育成を図ること。		
補助が必要な理由	市内狩猟者の高齢化が顕著であり、若い狩猟者の確保が必要だが、新規に狩猟を開始する場合、用具の購入や各種の資格取得には多額の費用がかかり、そのことが新規参入の障害の一つとなっているため。		
補助対象者	市内に住所を有し、兵庫県が実施する有害鳥獣捕獲入門講座運営事業(育成スクール)を卒業した者又は卒業見込みと認められる者で、60歳以下である等の要件をすべて満たす者。		
補助対象事業	新たに狩猟活動を始めるために必要な資格の取得及び物品の購入等		
補助率／補助額	2分の1	上限額	20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	有害鳥獣による農林業被害金額	1,188,000	3,503,000	3,506,000	3,500,000	R7	2,561,000
②							
	補助額	199,450	400,000	200,000	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	199,450	400,000	200,000	200,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
	補助件数	1	2	1	1	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市内狩猟者の高齢化が顕著な中、若い狩猟者の確保に直接的に資する唯一の事業として、本事業の意義は大きい。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	新規就農者支援補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市新規就農希望者研修費補助金交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 9.時代にあわせた農畜産業の振興	分類	個人補助金		
事務事業	住みたい田舎移住促進プロジェクト事業	H 29	開始年度 経過年数 終了年度 前回評価結果	8 年	継続

1.事業概要

補助の目的	人口減少政策の一環として、農業分野での活性化を図る及び農業・農村の活性化に資するための新規就農希望者研修を受講する者に対して交付する。		
補助が必要な理由	農業に専念するため、研修時の費用を確保する。		
補助対象者	市内において新たに農業に従事しようとする者		
補助対象事業	<p>【補助対象者の要件】</p> <p>(1) 研修の受講を開始するときの年齢が61歳以下であること。 (2) 農業生産基盤を相続等により取得することが見込めないこと。 (3) 市長が別に定める研修終了後において速やかに就農(雇用就農を含む。)を予定していること。 (4) 農業経営に係る知識、技術等の習得のため、兵庫県朝来農林振興事務所の指導を受けること。 (5) 市税等市の徴収金に滞納がないこと。 (6) 研修の実施において、この補助金の目的と重複する国又は県等の補助を受けていないこと。 (7) 生活保護、求職者支援制度等生活費を支給する国又は県等の補助を受けていないこと。 (8) 朝来市暴力団排除条例(平成25年朝来市条例第36号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。</p>		
補助率／補助額	45歳以下15万円/月、46歳以上10万円/月	上限額	180万円、120万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	研修生	3	2	2	1		50
②							
	補助額	16,500,000	16,550,000	13,500,000	6,450,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他	11,700,000				—	—
	一般財源	4,800,000	16,550,000	13,500,000	6,450,000		—
	一般財源の割合	29.1%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
	補助件数	15	11	6	4	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金は完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	× 定額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	× 終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	× 要綱上に規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	農業者の高齢化と担い手不足が顕著な中、市内での就農希望者の確保に直接的に資する唯一の事業として、本事業の意義は大きい。
2次	廃止②	補助の実施期間が9年を超えていたため、一旦廃止とすること。なお、再度当該補助金を新設する場合は、『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を定めること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、継続的な運用を図ること。但し、補助の実施期間については、農業戦略プランとの整合性を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	シカ肉有効活用補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱		朝来市シカ肉有効活用補助金交付要綱	根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 9.時代にあわせた農畜産業の振興	分類	事業費補助金ソフト事業				
事務事業	有害鳥獣対策事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果		
		H 29	8 年	R 7	継続		

1.事業概要

補助の目的	有害捕獲されたシカを、食肉として有効活用する活動を支援すること。		
補助が必要な理由	シカは止め刺しするのが野外であり、鮮度維持、衛生面の手間、又止め刺しの技術と後処理に手間がかかるため獵師が加工施設に持ち込むことをためらい、埋設されるだけとなっている。鹿肉を地域資源として有効活用するには、加工施設に持ち込むことの意識付け、搬出の負担を補助する支援は必要だと考える。		
補助対象者	有害鳥獣捕獲者であって市内の食肉加工施設にシカを搬入するもの又は市内で食肉加工施設を営む者であってシカを回収し引き取るもの。		
補助対象事業	有害捕獲活動により捕獲されたシカを、食肉加工施設(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条に規定する許可を受けた者が営業を営む施設をいう。)に搬入し、又は引き取り、食肉として有効活用する事業。		
補助率／補助額	シカ1頭当たり2,000円	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 加工施設処理頭数(有害捕獲分)	363	357	306	360	7	360
②						
補助額	356,000	358,000	356,000	360,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	35,800	35,600	35,800	36,000	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	320,200	322,400	320,200	324,000		—
一般財源の割合	89.9%	90.1%	89.9%	90.0%	—	—
補助件数	3	3	3	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	定額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	捕獲頭数に対する加工施設の処理頭数の割合は、R6年度分で約3割と依然として低い。また、ジビエについての社会的な関心は高くなってきたが、まだ一般に広く定着したとは言い難い段階であり、シカ肉を有効活用するための支援が引き続き必要である。
2次	廃止②	補助の実施期間が9年を超えていたため、一旦廃止とすること。なお、新たな要綱については、『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき策定すること。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、廃止するとともに必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助事業名	農業機械等導入支援補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市農業機械等導入支援補助金交付要綱	根拠法令	個人補助金		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 9.時代にあわせた農畜産業の振興	分類 開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	農業機械等導入支援事業	R 30	7 年	R 8	継続

1.事業概要

補助の目的	農地の集積、集約を加速させ、農業経営の規模拡大及び効率化を図る。		
補助が必要な理由	農業者の高齢化により、耕作放棄地が増える中、担い手となる認定農業者等も手一杯の状況にある。担い手となる農業者が更に規模拡大するためには、高額な農業機械の問題もあり、機械の導入費用を補助することで農地の集積を加速させ、規模拡大による効率化と経営安定を図る必要があるため。		
補助対象者	市内認定農業者及び認定新規就農者		
補助対象事業	農業用機械及び市町が認める機械、装置		
補助率／補助額	購入経費の1/2以内	上限額	5,000千円(中古農業機械2,500千円)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 農地の新規集積面積	886a	812a	737a	695a		
②						
補助額	7,928,000	7,500,000	7,457,000	7,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	7,928,000	7,500,000	7,457,000	7,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	8	3	4	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	市場価格を参考に1/2を上限とする
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	翌年度、スマート農業推進事業補助金へ移行するため廃止予定。
2次	廃止①	1次評価のとおり、廃止とする。
外部		
最終	廃止①	2次評価のとおり、廃止すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	未利用材搬出支援事業	担当部課	農林振興課		
補助要綱	朝来市未利用材搬出支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 10.自然を守り活かす林業の振興	分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業	森林経営管理事業	R 元	6 年	R 7	継続

1.事業概要

補助の目的	市内における森林整備に伴う間伐等により発生する間伐材のうち、用材とせず森林内に留置される間伐材の原木(未利用材)を市内に立地する木質バイオマス発電所へ供給される経費に対して補助金を交付することにより、流出による河川閉塞等の流木被害を防止するとともに、自然エネルギー利用による環境負荷の低減を図る低炭素循環型社会の構築に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	森林整備の際に発生した不要な樹木や切捨て材のうち未使用の材は、価値もなく林地残材として森林内留置されていた。このため、災害時には河川に流出して、甚大な被害をもたらす原因となっている。		
補助対象者	市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体		
補助対象事業	市内に立地する木質バイオマス発電所へ供給される運搬経費		
補助率／補助額	1トンにつき500円	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 搬出量	7,663t	3,893t	6,528t	10,000t	11	12,000t
②						
補助額	3,831,820	1,946,980	3,727,614	5,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	3,831,820	1,946,980	3,727,614	5,000,000	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	5	5	5	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	1トンにつき500円
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	木質バイオマス発電所が、一時停止したため
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	上記補助目的のほか、市内企業への支援の側面を持ち合せており、有益な事業であると考える。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	自伐型林業推進事業	担当部課	農林振興課		
		補助要綱	自伐型林業推進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
		10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業		森林経営管理事業	R 5	2 年	R 13	承認	

1.事業概要

補助の目的	自伐型林業推進事業(森林所有の有無及びその規模にかかわらず、森林の経営又は管理を自らが行う自立自営的な林業)を営む者に対し、当該自伐型林業の実施に要する経費の一部を補助することにより、持続可能な自伐型林業経営並びに森林の公益的機能の維持増進及び地域林業の振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	国の造林事業補助金を受けることができない小規模林業者を支援することで、森林整備の加速化を図る。		
補助対象者	朝来市自伐型林業推進協議会の会員(市内に住所を有する者)		
補助対象事業	(1)補助対象森林の内、森林所有者と「森林整備に関する協定書」を締結している森林搬出間伐、切捨間伐、作業道開設、運搬経費、林業機械リースに要する経費の一部 (2)「朝来市自伐型林業推進協議会」が主催する技術習得のための研修会を修了した者機械器具、装備品の購入に要する経費の一部		
補助率／補助額	作業種等による	上限額	作業種等による
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 自伐型林業推進協議会員		5	10	11	9	15
②						
補助額		7,685,516	9,749,267	14,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	7,685,516	9,749,267	14,000,000	—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数		3	8	6	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	× 作業種等による
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	林業の担い手を確保していくため、林業事業体における確保対策を継続しつつ、自ら森林整備する者や一人親方などの小規模林業者を増やしていく必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	改正	補助額については、社会情勢を鑑み、県の基準に合わせて要綱を改正すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	農林振興課		
補助事業名	生活環境保全里山林整備事業	担当部課	農林振興課		
補助要綱	朝来市生活環境保全里山林整備事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 10.自然を守り活かす林業の振興	分類	個人補助金	開始年度	経過年数
事務事業	森林経営管理事業	R 5	2 年	R 13	承認

1.事業概要

補助の目的	生活環境保全里山林整備事業を行う者に対し、その実施に要する経費の一部を補助することにより、人命、財産の保護及び健全な居住環境の確保並びに適切な里山林の維持管理に資すること。		
補助が必要な理由	居住環境に近い里山林の危険木や放置竹林の伐採には多額の費用がかかり、整備促進には支援が必要であるため。		
補助対象者	市内の森林に危険木又は放置竹林を所有する者、または危険木等の倒木又は倒竹により被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者で、当該危険木等の所有者から伐採等の承諾を得ている者		
補助対象事業	市内の森林に危険木又は放置竹林の伐採による整備		
補助率／補助額	4分の3	上限額	危険木:50万円、放置竹林:75万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 整備箇所数			32	20	20	9	5
②							
補助額			7,190,918	7,334,308	7,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他		7,190,918	7,334,308	7,500,000	—	—
一般財源	0	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数		32	20	20	—	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	市民の安全確保等のため特に整備が必要との観点から、4分の3とすることについて政策決定済
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	箇所数としては減少したが、事業量については同程度を推移している
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人命、財産の保護及び健全な居住環境の確保並びに適切な里山林の維持管理のために必要な事業である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	薪ストーブ等設置促進事業	担当部課	農林振興課		
補助要綱	朝来市薪ストーブ等設置促進補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 10.自然を守り活かす林業の振興	分類	個人補助金				
事務事業	森林経営管理事業	開始年度	R 5	経過年数 2 年	終了年度 R 13	前回評価結果 承認	

1.事業概要

補助の目的	薪ストーブ等の設置に係る経費の一部を補助することにより、朝来市産材の燃料材としての利活用及び木質エネルギーの地産地消の推進並びに市民の森林整備への参画機会の増加を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	薪ストーブ等の設置には多額の費用が掛かり、設置促進には支援が必要であるため。		
補助対象者	市内の自宅や事業所、集会施設等に薪ストーブ等を設置する者		
補助対象事業	薪ストーブ等の本体及び煙突の購入費並びに当該設置に係る経費		
補助率／補助額	2分の1	上限額	50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 設備導入補助件数		5	5	5	9	15
②						
補助額		2,440,075	1,982,543	2,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	2,440,075	1,982,543	2,500,000	—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数		5	5	5	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市産材の燃料材としての利活用並びに木質エネルギーの地産地消の推進並びに市民の森林整備への参画機会の増加を図る上で必要な事業。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	林業担い手確保対策事業	担当部課	農林振興課		
補助要綱	朝来市林業担い手確保対策補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 10.自然を守り活かす林業の振興	分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業	森林経営管理事業	R 6	1 年	R 14	

1.事業概要

補助の目的	造林、保育、伐採、その他森林における施業に従事する者を雇用する林業事業体が負担する社会保障制度掛金等に要する経費の一部を補助することにより、当該事業主の体制強化を図るとともに、林業従事者の社会保障の充実を促進し、もって林業労働力の育成確保に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	3K職種であるため、就業を希望する者が少なく、近年、急激に減少している林業従事者の確保を図る。		
補助対象者	市内に事業所又は事務所を有し、市内に住所を有する現場作業員(満50歳未満)を2人以上雇用する林業事業体		
補助対象事業	林業事業体が負担する社会保障制度等掛金の年間負担額の1/4(上限額100千円)		
補助率／補助額	社会保障制度等掛金の年間負担額の1/4	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 林業労働者数			51	51	11	70
②						
補助額			2,500,000	2,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他		2,500,000	2,500,000	—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	0.0%	0.0%	—	—
補助件数			8	8	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	林業従事者の高齢化が進む中、若手従事者の確保に資する唯一の事業として本事業の意義は大きい。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。なお、担い手の確保につながるよう、当該事業の成果を3年間で検証すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	新設
----	----

補助事業名	生産農家支援対策事業	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市生産農家支援対策補助金交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 9.時代にあわせた農畜産業の振興	分類	個人補助金		
事務事業	生産農家支援対策事業	R 7	年	R 7	承認

1.事業概要

補助の目的	エネルギー・肥料価格等の高騰による農家への負担増の影響により、主食用米及び転作による野菜等の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等の増加を抑制し、生産意欲の維持、増加、高揚を図ることを目的とする		
補助が必要な理由	水稻や転作による野菜等の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等の増加を抑制するため		
補助対象者	市内で主食用米及び転作による野菜等を生産している農家、営農組合及び法人		
補助対象事業	主食用米水稻苗代(794円/枚)×16枚/10a 資材価格高騰分(肥料費、燃料費)4,800円/10a		
補助率／補助額	水稻苗代×1/2 資材価格高騰分×1/2	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助対象者数				2,072		
② 補助対象面積(ha)				1,138.7		
補助額				83,771,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債			56,000,000	—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	27,771,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	33.2%	—	—
補助件数				—	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
運営費補助	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止②	エネルギー価格や資材費高騰、耕作放棄、離農等の増加を抑制するためには、本事業の意義は大きい。
2次	廃止②	単年度の事業であるため、令和7年度をもって廃止とする。なお、今後必要に応じて継続する場合は要綱の改正が必要である。
外部		
最終	改正	補助の実施期間の延長等必要な改正を行い、事業を継続すること。なお、事業名については見直しを行うこと。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	新設	補助事業名	朝来市スマート農業推進事業補助金	担当部課	農林振興課		
		補助要綱	朝来市スマート農業推進事業補助金交付要綱	根拠法令	地域再生法		
総合計画体系		2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
		9.時代にあわせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業		朝来市スマート農業推進事業	R 7	0 年	R 9		

1.事業概要

補助の目的	朝来市におけるスマート農業の普及及び持続可能な農業経営の実現を図る。		
補助が必要な理由	農業従事者の減少や高齢化が進行する中、農業の持続的発展と担い手の育成・支援を図るため、農地の集積と経営規模拡大が必要不可欠である。生産性向上と作業の効率化を目的に、自動操舵システム付農業機械やドローン等の先端技術を導入するスマート農業の支援する必要があるため。		
補助対象者	地域計画に位置付けられた農業者及び農業法人等		
補助対象事業	RTKシステムを活用する農業機械で農林水産省による「スマート農業カタログ」掲載されているもの及び市が認める機械		
補助率／補助額	購入経費の1/2以内	上限額	1,000万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
成果指標	実績見込	計画	計画	計画	年度	計画
① スマート農業を活用した面積(ha)	70	90	100		9	100
② スマート農業機械導入数	15	20	25		9	25
補助額		45,000,000	7,500,000	7,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金	45,000,000			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	7,500,000	7,500,000	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!	—	—
補助件数	15	5	5		—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	高性能コンバインの税抜き価格が22,510,000円であるので、上限を10,000,000円に設定した。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		新設	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	農地集積・経営規模の拡大、生産性の向上及び作業の効率化には必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。なお、令和9年度以降も継続して実施するかについては、3年間で当該事業の成果を検証すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存	補助事業名	特産物振興対策事業補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市特産物振興対策事業補助金交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する			分類	個人補助金		
	9.時代にあわせた農畜産業の振興			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	特産物振興事業		R 3	4 年	R 11	承認	

1.事業概要

補助の目的	高収益につながる特産物の生産拡大、ブランド化、需要の掘り起こしを行うための支援等を行うことにより、農家所得の向上を図り、また、コウノトリ育む農法による水稻や土づくり促進事業により、環境にやさしい農業の普及を図ることとする。
補助が必要な理由	・特産物の生産拡大に必要な機械等の補助、有機堆肥を購入する際の支援等を行うことにより、特産物の生産者の増加、現在生産している方の面積拡大等を支援するため。 ・有機農業の普及にあたり、有機農業者や有機農業面積の増加を支援するため。
補助対象者	市内の農業者、畜産業者、営農集団、農業協同組合及び農蓄産業に係る事業者等
補助対象事業	・土づくり促進事業 ・振興作物栽培促進事業 ・岩津ねぎ採種・保管事業
補助率／補助額	要綱別表のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠	

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	栽培面積(コウノトリ米、岩津ねぎ、黒大豆、ビーマン)	112.1	108.7	111.0	120.0	11	273.0
②	市民アンケート(農業)	18.0	16.6	14.2	16.0		
補助額		8,154,128	6,810,128	6,891,606	7,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金	2,742,151				—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		5,411,977	6,810,128	6,891,606	7,500,000	—	—
一般財源の割合		66.4%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		55	77	43	50	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徵収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	事業内容による
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市の特産物(岩津ねぎ・黒大豆など)の生産面積を維持するためにも継続は必要であると考えている。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部	継続	実績があるため継続すべき。初期投資のかかる農業に若い人が参入する際の手助けとなるため必要である。
最終	継続	外部評価の意見を踏まえたうえで、補助名や補助内容については社会情勢や市民ニーズに合わせて見直しを検討すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	野菜等ハウス設置事業補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市農業用ハウス等設置支援補助金要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 9.時代にあわせた農畜産業の振興	分類	個人補助金				
事務事業	野菜等ハウス設置支援事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	R 2	5 年 R 9 承認

1.事業概要

補助の目的	高収益な野菜等の安定的な生産、出荷を促進することにより、農業経営の安定と生産規模の拡大を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	野菜等の安定的な生産及び出荷を推進するため、露地栽培ではなく野菜ハウス栽培の普及が必要であるため		
補助対象者	市内に住所を有する個人又は市内に事業所若しくは事務所を有する法人その他の団体		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・資材費 ・施工費(補助対象者が自ら施工する経費を除く) ・農産物の生産に必要な附帯設備費 ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 		
補助率／補助額	補助対象経費の1/2	上限額	3,000千円
上乗せ補助がある場合の根拠	.		

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 野菜ハウス設置棟数(延べ数)	54	55	55	57	R9	50
②						
補助額	3,000,000	1,880,000	0	2,987,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,000,000	1,880,000	0	2,987,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数	3	1	0	2	—	—
実績報告書	○	○	—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	運営費補助	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	増大する気象リスクに対応し、通年の安定生産を確保できるため継続が必要だと考える。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部	継続	農家の収益拡大のために必要な補助金である。
最終	継続	外部評価のとおり、適正な運用を図ること。ただし、農家の収益拡大にむけて必要な見直しを検討すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	観光協会事業費補助金	担当部課	産業振興部 観光交流課		
補助要綱	朝来市観光振興対策事業補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 8.まちの力になる観光の振興	分類	事業費補助金ソフト事業				
事務事業	観光協会等支援事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果		

1.事業概要

補助の目的	観光協会や各イベント等と連携しながら、本市の観光振興を推進することによって、経済波及効果に繋げることを目的とする		
補助が必要な理由	市内への観光誘客や観光消費の増加に向けて、観光協会や各イベント実施主体が安定的に事業を実施するため		
補助対象者	市観光協会、各イベント実行委員会等		
補助対象事業	<p>■観光協会・各イベント等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)朝来市観光協会(4,118,000円) ・和田山花火大会(3,500,000円) ・「わだやま竹田」お城まつり(800,000円) ・竹田秋祭り(67,000円)・竹田地区観光事業(160,000円) ・山東夏祭り(1,964,000円)・あさご夏祭り(2,736,000) ・生野銀山へいくろう祭り(150,000円)・銀谷祭り(1,000,000円) 		
補助率／補助額	対象事業費の1/2以内	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 観光入込客数	1,881,987	1,897,865	1,893,554	2,181,000	11	2,632,000
② 観光消費額(市内宿泊なし)	4,850	4,385	4,618	2,731	11	2,943
補助額		9,102,040	12,684,702	15,086,418	14,495,000	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	9,102,040	12,684,702	15,086,418	14,495,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	7	10	10	9	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④は満たしていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	継続的な事業に対しての補助であるため必要である
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	上限の規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	令和8年度から朝来市観光協会への支援・補助のあり方を変更するため、新たな補助制度を創設する。それに伴い本補助金についても見直しを図る。
2次	廃止②	実施期間が9年を超えていたため、廃止とする。なお、1次評価のとおり、新たな補助制度を新設する際は、『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者や補助の実施期間を適正に設定すること。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、廃止するとともに、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助事業名	朝来市にぎわい創出事業補助金	根拠法令			
補助要綱	朝来市にぎわい創出事業補助金交付要綱	分類	事業費補助金ソフト事業		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市にぎわい創出等事業	H 23	14 年	R 10	継続

1.事業概要

補助の目的	市内の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助を行い、市内ににぎわいをもたらし、起業等の機会を創り出す。		
補助が必要な理由	○初期投資費用の補助を行うことにより起業を促進する ○新規出店した店舗の来客者をその周辺店舗にも誘導することにより地域経済の相乗効果を図る ○市内の空き家・空き店舗の減少		
補助対象者	個人又は法人		
補助対象事業	市内の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助金を交付する ○店舗改装費等補助 …改装費、備品購入費、宣伝広告費の1/2以内、最高800千円※ ※若者、移住者それぞれ該当するときは、上限を20万円ずつ引き上げる ○店舗賃借料等補助 …店舗賃借料の1/2以内、最高50千円／月(2年間) …店舗買取費用の1/2以内、最高1,200千円		
補助率／補助額	改装費等補助…改装費等の1/2以内 賃借料等補助…賃借料の1/2以内、 …買取費用の1/2以内	上限額	改装費等補助…最高800千円※上記補助対象事業参照 賃借料等補助…賃借料の内最高50千円／月(2年間) …買取費用の内最高1,200千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 新規出店数	3	3	2	3	8	5
②						
補助額	7,308,000	3,685,000	3,936,000	6,668,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	3,685,000	1,200,000		—	—
一般財源	7,308,000	0	2,736,000	6,668,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	0.0%	69.5%	100.0%	—	—
補助件数	13	8	7	10	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「拠点地区活性化補助金」及び「和田山駅前活性化補助金」の新規受付(令和5年度で終了)、家賃補助(令和7年度で終了)を令和6年度から「にぎわい創出補助金」に統合。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	特定の地域での開業に対して補助率、補助額を高くした制度を廃止し、令和6年度から40歳未満の若者や移住者に対する補助を拡した。起業のニーズが高まる中、制度の継続が必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市中小企融資利子補給金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市中小企業融資利子補給金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	分類	事業費補助金ソフト事業				
事務事業	中小企業融資事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	H 23	14 年 R 8

1.事業概要

補助の目的	新規開業や異業種展開、利益を向上させる経営革新計画の認定を受けるなど、積極的に事業展開を行う事業者の融資負担軽減のための支援を行う。		
補助が必要な理由	○新規開業や異業種展開、利益を向上させる経営革新計画の認定を受けるなど積極的に事業展開を行う事業者を支援することにより、市内中小企業の成長支援を推進する		
補助対象者	市内中小企業者		
補助対象事業	○中小企業融資利子補給事業 朝来市中小企業融資制度のうち、 ・経営革新支援資金、企業育成資金、開業資金 のいずれかの資金を、5年以上の期間、借り入れを受けた事業者に対して、3年間の支払い利子全額を補給する また、平成26年度から「兵庫県信用保証協会」の保証を受けた事業者が支払う保証料の半額を補助する制度を創設し、 事業者が利子補給か保証料補助かどちらかを選択できる制度とする		
補助率／補助額	支払い利子の全額(3年間分)	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 融資額総額	337,080,000	139,100,000	58,100,000	58,100,000	—	—
② 利子補給件数	21	9	5	5	—	—
補助額	1,836,716	881,351	706,013	568,012	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,836,716	881,351	706,013	568,012	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	21	9	5	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	暴力団排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	3年間の条件付きで全額補助とした。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	上限の規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	令和4年度で朝来市融資制度廃止。それに伴う利子補給金の対象期間は令和8年度で終了。
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	令和4年度で朝来市融資制度廃止。それに伴う利子補給金の対象期間は令和8年度で終了。 令和5年度から県融資制度に対する利子補給及び保証料補助を実施。
2次	継続	当該補助金については、令和8年度で終了するが、令和8年度末までは適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助事業名	朝来市地域経済循環創造事業補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市地域経済循環創造事業補助金交付要綱	根拠法令	事業費補助金ソフト事業		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	分類	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	地域経済循環創造事業	H 28	9 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者に対し、その事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造する。		
補助が必要な理由	○地域金融機関の融資を伴うため地域の資金を循環させることにより地域経済の活性化を図る ○事業立ち上げ後の事業に係る人件費や原材料費等の経常経費は、地元の人材・資源を活用するため雇用の創出や地域経済の循環を促進する		
補助対象者	市内に主たる事業所(本社、本店等をいう。)を有し、又は設けようとする民間事業者等		
補助対象事業	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う事業者に対して、金融機関からの融資を受けることを条件として補助を行う 補助額は、補助対象経費から金融機関からの融資額及び事業者自己資金等を差し引いた額とし、上限25,000千円(融資額が補助額の1.5倍以上2倍未満である場合は3,500万円とし、2倍以上である場合は50,000千円)とする		
補助率／補助額	補助金の額は、補助対象経費から金融機関からの融資額及び事業者自己資金等を差し引いた額	上限額	25,000千円(50,000千円)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 経済循環創造効果 (売上高/公費による交付額)						
②						
補助額					—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数					—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市町村収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	補助金の額は、補助対象経費から金融機関からの融資額及び事業者自己資金等を差し引いた額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国の要綱に基づき実施するものであるため。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	直近3年で補助実績なし。
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地域資源を生かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を支援し、地域での経済循環を創造するのに必要な事業である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助事業名	朝来市企業就業者確保支援事業補助金	根拠法令			
補助要綱	朝来市企業就業者確保支援事業補助金交付要綱	分類	事業費補助金ソフト事業		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	奨学金返還応援企業支援事業	H 30	7 年	R 8	継続

1.事業概要

補助の目的	市内企業の人材確保を図るとともに若年者の地元就職及び定着を促進することを目的とする。		
補助が必要な理由	奨学金返済負担軽減制度を創設する市内企業を増やし、市内企業の人材確保及び離職率の低下を図る		
補助対象者	奨学金返済支援制度を設けている市内企業等		
補助対象事業	<p>○企業就業者確保支援補助金 従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている市内企業に対して、その負担額の一部を補助</p> <p>【対象企業】(1)市内の企業(市内に住所があり、市内に事業所がある個人、または市内に事業所がある法人で1年以上引き続き市内で事業を営んでいること) (2)対象従業員に対して奨学金返済負担軽減制度を設けていること</p> <p>【対象者】(1)正社員である者(2)日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 (3)申請時点で、当該企業に就職後17年以内の者(4)申請時点で、市内事業所に勤務する者 (5)40歳未満の者</p>		
補助率／補助額	(1)対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助 (2)補助上限は年6万円(ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額)	上限額	6万円/年
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 制度活用従業員数	6	7	10	12	8	15
②						
補助額	188,054	380,753	490,015	610,015	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	188,054	380,753	490,015	610,015	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	7	10		—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	県の兵庫型奨学金返済支援制度と併用が可能であり、県制度が対象従業員を30歳未満から40歳未満へ、就職後5年以内から17年以内に拡充を行ったことから、市制度も同様の改正を行った。 市内企業の人材確保、若年者の地元就職及び定着を積極的に進めていきたい。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	産業振興部経済振興課		
補助事業名	朝来市住宅リフォーム工事補助金	担当部課	産業振興部経済振興課		
補助要綱	朝来市住宅リフォーム工事補助金交付要綱	根拠法令	事業費補助金ソフト事業		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	分類	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	住宅リフォーム助成事業	R 3	5 年	R 7	承認

1.事業概要

補助の目的	市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市民の住環境の向上を図る。		
補助が必要な理由	○市内事業者の受注機会の増加による経済循環の促進 ○市民の住環境を向上させ、快適な生活環境の創出		
補助対象者	市民		
補助対象事業	○住宅リフォーム助成事業 市内事業者を活用して住宅リフォームを行う市民に対し、改修工事にかかる経費の一部を助成する。 補助対象経費：自分が所有し、住んでいる市内の住宅で20万円以上を要する補助対象工事にかかる経費 ※マンション等は個人専有部分、店舗棟併用住宅は住居部分のみ 補助率(限度額)：補助対象経費の1/10(限度額10万円)		
補助率／補助額	1/10	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助により実施された工事件数	151	134	137	274	7	280
② 補助により実施された総工事費	149,769,983	158,534,255	157,864,681	315,729,361	7	320,000,000
補助額	9,452,000	9,302,000	9,579,000	19,158,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	9,452,000	9,302,000	9,579,000	19,158,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	151	134	137	274	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	利用実績から需要が非常に高い補助制度であると判断できる。原材料費の高騰が続く中、消費喚起を促し、経済活性化を図る制度として継続する必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	電子地域通貨等発行支援事業	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市プレミアム付商品券及びあさごPay発行事業支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業	電子地域通貨等発行支援事業	R 4	3 年	R 7	承認

1.事業概要

補助の目的	エネルギーや食料品等、物価全般の高騰の影響を受けた市内経済の活性化のため、あさごPay等の発行を支援し、地域における消費喚起や、事業者のコスト削減、消費者の利便性向上等、キャッシュレス決済の一層の浸透を目指すことを目的とする。				
補助が必要な理由	○物価高騰が続く中、市民生活の支援と市内における即効性のある消費喚起策が求められている ○市内事業者と市民におけるDX化の推進と、市外からの外貨獲得の取組みを継続して行う必要がある				
補助対象者	朝来市商工会(市民・事業者)				
補助対象事業	プレミアム付商品券及びあさごPay発行事業				
補助率／補助額	プレミアム率20%	上限額	あさごPay プレミアム40,000千円 プレミアム付商品券 プレミアム20,000千円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 販売率		100	100	100	100	7	100
②							
補助額		84,175,286	74,028,575	78,952,252	55,338,900	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		84,175,286	74,028,575	78,952,252	55,338,900	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市商工会が実施する商品券及びあさごPay発行事業に対する補助事業であり、補助対象を市商工会に限定していることから、③完納要件を規定していない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	物価高の影響を受ける市内企業にあっては、即効性のある消費喚起策が強く求められている。また、市民生活の支援に繋がることから、事業費を補助することが必要である。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	物価高騰対策と地域通貨によるDX推進を目的として実施してきたが、一定の目的は達成されたものと考えられる。 ※次年度予算編成時期までに継続の可否を決定
2次	廃止①	終了年度を迎えることから、廃止とする。なお、当該年度の検証を踏まえ、今後新たな補助制度を新設する場合は、より市民ニーズに即したものとなるよう検討すること。
外部		
最終	廃止①	2次評価のとおり、廃止するとともに、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助事業名	朝来市中小企業融資利用支援信用保証料補助金及び利子補給金	根拠法令			
補助要綱	朝来市中小企業融資利用支援信用保証料補助金及び利子補給金交付要綱	分類	事業費補助金ソフト事業		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	中小企業融資事業	R 5	2 年	R 10	

1.事業概要

補助の目的	市内事業者が新たな事業展開や経営改善等に取り組むことを目的に兵庫県融資制度を利用する際の費用の一部を補助金として交付することで、市内事業者の資金繰りを支援し経済活動の活性化を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	融資にかかる負担の軽減を支援することで積極的に新たな事業展開や経営改善等に取り組む事業者が増加し、市内経済の活性化に繋がる。		
補助対象者	市内中小企業者		
補助対象事業	○利子補給 … 兵庫県中小企業融資制度の内、「新分野進出資金」「設備投資資金」「開業資金」「経営安定資金」「借換資金」 利用者に対して3年間の利子補給(もしくは信用保証料補助) ○信用保証料補助 … 兵庫県中小企業融資制度の内、「新分野進出資金」「設備投資資金」「開業資金」「経営安定資金」「借換資金」「長期資金」「短期資金」「小規模資金」「経営活性化資金」 利用者に対して信用保証料補助(利子補給も対象の場合は、事業者が選択)		
補助率／補助額	○利子補給 支払い利子全額(3年間分) ○保証料補助 補助対象経費の1/2	上限額	○利子補給: 単年度上限20万円(3年間上限60万円) ○信用保証料補助: 60万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 融資額総額	—	772,800,000	1,085,450,000	1,325,090,000	10	1,500,000,000
② 補助件数	—	43	69	88	10	100
補助額	—	5,928,164	8,093,902	10,047,311	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	#VALUE!	5,928,164	8,093,902	10,047,311	—	—
一般財源の割合	#VALUE!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	—	43	69	88	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	× 年間上限20万円、3年間の条件付きで全額補助とした。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	× 令和5年度以降新設のため
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市の制度融資を廃止し、県の制度融資に対して信用保証料補助、利子補給を行う制度を新設した。令和6年度で2年目となるが、新設した制度の利用状況については好調であるため制度の継続が必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	産業振興部経済振興課		
補助事業名	朝来市先端設備等導入促進補助金	担当部課	産業振興部経済振興課		
補助要綱	朝来市先端設備等導入促進補助金交付要綱	根拠法令	事業費補助金ソフト事業		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	分類	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	先端設備等導入促進事業	R 6	1 年	R 8	承認

1.事業概要

補助の目的	市内の中小企業者が労働生産性の向上を目的に先端設備等導入計画を作成し設備投資することを促進することにより、持続可能な地域経済の形成を図る。				
補助が必要な理由	コロナ禍や物価高等の影響により打撃を受けている市内経済を活性化させるために、市内事業者の設備投資を後押しする。				
補助対象者	先端設備等導入計画を策定し設備投資を行う市内の中小企業者				
補助対象事業	先端設備等導入計画に記載された設備の導入にかかる経費				
補助率／補助額	1/2		上限額	50万円	
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 先端設備等導入計画を策定した事業者数	9	19	20	20	8	25
②						
補助額			3,024,000	5,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	3,024,000	5,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			7	10	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和5年度以降新設のため
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	先端設備等導入計画策定による税制支援と併せて設備導入の支援を行うことで、事業所の負担軽減を行うことが可能であり、今後も制度を継続する必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市人材確保支援補助金	担当部課	産業振興部経済振興課		
		補助要綱	朝来市人材確保支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
		7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業		雇用推進事業	R 6	1 年	R 8	承認	

1.事業概要

補助の目的	人材確保を目指す市内の中小企業者等に対し、採用活動のオンライン化を要する経費の一部を補助することにより、当該中小企業者等が行う事業の円滑化及び求職者の市内就職を促進する。		
補助が必要な理由	市内事業所における特に若年層を中心とした人手不足への対応		
補助対象者	市内中小企業及び個人事業主		
補助対象事業	○補助対象:就職・転職情報サイトに掲載するために必要な費用(基本料金、オプション料金等) ※就職情報サイトの登録学生にダイレクトメッセージを送信する、サイト内で上位に表示させるなどの有料オプション ○補助金額:補助対象経費の2分の1(限度額 20万円) ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。 ○補助回数:1事業者1年度1回限り		
補助率／補助額	補助対象経費の1/2	上限額	20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 制度利用事業者数			3	4	8	8
②						
補助額			185,000	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	185,000	200,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			3	4	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		R6新設	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	本補助事業を実施することで、市内事業者の雇用獲得の新たなアプローチを提供、人材確保による持続可能な地域経済の形成につながる。引き続き、補助制度の積極的なPRを行う。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。なお、当該事業の成果を3年間で検証すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	新設	担当部課	産業振興部経済振興課		
補助事業名	店舗リニューアル工事補助金交付事業	根拠法令			
補助要綱	朝来市店舗リニューアル工事補助金交付要綱	分類	事業費補助金ソフト事業		
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	店舗リニューアル工事補助金交付事業	R 7	年	R 8	承認

1.事業概要

補助の目的	老朽化した店舗のリフォーム工事を促すことにより、店舗の魅力向上につなげ集客力を増すことで市内消費促進につなげることを目的とする。		
補助が必要な理由	市商工会の調査によると、市内小売、サービス業において店舗の老朽化を経営課題として挙げている事業者が多く、こうした声にこたえるため。		
補助対象者	朝来市内事業所1,600弱のうち、にぎわい創出補助金と同業種(小売業、宿泊・飲食業、持ち帰り飲食サービス、理容美容等)の672事業所		
補助対象事業	市内事業者を利用し、及び当該リフォーム工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。)が20万円以上の工事		
補助率／補助額	補助率30%	上限額	30万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		計画	計画	計画	実績見込	年度	計画
①	工事件数				30	9	30
②							
	補助額				9,000,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	0	0	0	9,000,000	—	—
	一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
	補助件数				30	—	—
	実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		新設
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	令和7年度から開始した制度でありニーズもあるため、引き続き制度を継続させる。
2次	改正	当該補助制度の終了年度が令和7年度末であることから、今後も継続する場合は要綱改正(失効期日の延長)が必要である。
外部		
最終	改正	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市サテライトオフィス等開設補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市サテライトオフィス等開設補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業	サテライトオフィス等開設事業	R 3	4 年	R 11	改正

1.事業概要

補助の目的	サテライトオフィス等の開設を支援することにより、本市の特性を活かした新たな働き方への取り組みと本市への移住を促進する。		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の空き公共施設又は空き家を活用してサテライトオフィス等を開設する事業者が増えまちに賑わいが生まれる ○企業の進出により雇用の促進に繋がる ○事業用地として空き家を活用することにより空き家の解消を図ることができる ○進出企業の技術を活用し、官民連携の地域課題解決モデルを構築することができる ○市内外企業のマッチングを図ることにより、生産拡大効果が期待できる 		
補助対象者	個人又は法人		
補助対象事業	<p>○サテライトオフィス等開設補助金 空き家等を活用してサテライトオフィス等を開設する事業者に対して必要な経費を支援する 改装費…県随伴補助の場合:1/4 1,000千円(1回限り) 市単独補助の場合:2/3 3,000千円(1回限り) 事務機器取得費…県随伴補助:1/4 250千円(1回限り) 市単独補助:2/3 750千円(1回限り) 建物賃借料…県随伴補助:1/4 25千円/月(3年間) 市単独補助:2/3 75千円/月(3年間) 通信回線使用料…県随伴補助:1/4 25千円/月(3年間) 市単独補助:2/3 75千円/月(3年間) 地域課題解決事業支援費…市独自補助:1/2 500千円/年(3年間) 事業所引越費用支援費…市独自補助:1/2 200千円(1回限り) 移住者生活支援費…従業員1人につき定額100千円(1回限り)</p>		
補助率／補助額	上記補助対象事業を参照	上限額	上記補助対象事業を参照
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① サテライトオフィス等開設事業者	2	3	3	4	8	2
②						
補助額	6,907,000	5,075,000	1,367,000	5,417,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	6,907,000	5,075,000	1,367,000	5,417,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	3	3	4	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	補助対象経費による
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
運営費補助	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	ニーズを見極めつつ引き続き制度を継続させたい。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部	改正	企業のニーズに合わせ、支援内容に多様性を持たせるべき。継続的な運営に資するソフト面での補助を考えるべき。
最終	改正	外部評価のとおり、補助内容の見直しを図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市新市街地活性化補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱		朝来市新市街地活性化補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	分類	事業費補助金ソフト事業				
事務事業	朝来市拠点地区活性化事業	開始年度	R 4	経過年数	3 年	終了年度	R 8
						前回評価結果	継続

1.事業概要

補助の目的	朝来市の顔となる枚田地区の準工業地域の経済活動を活性化させ、賑わいを創出するため。		
補助が必要な理由	新市街地としてインフラ整備を行ってきた枚田地区の空閑地に流通業務等事業者を誘致することで、①企業集積による雇用の確保と収税の増加、②土地取引を活性化させ路線価の上昇が期待される。		
補助対象者	枚田地区の準工業地域に出店する事業者		
補助対象事業	運輸業、卸・小売業を営む事業者の用地造成に係る費用		
補助率／補助額	1/2	上限額	造成工事1平方メートル当たり上限6,000円、1,500万円上限
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①							
②							
補助額						—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—	—
補助件数					—	—	—
実績報告書				—	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	直近3年で補助実績なし
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	企業集積による雇用の確保と税収の増加、土地取引を活性化につながる事業であり、案件が出来れば対応する必要がある。
2次	廃止②	終了年度の規定はあるが、直近3年間で実績なしのため、一旦廃止とし、現在の市民ニーズに合わせた新たな補助制度を検討すること。
外部	廃止②	対象地域の状況が変化していることも鑑み、一旦廃止し必要に応じて新たな施策を検討するべき。
最終	廃止②	外部評価のとおり、廃止するとともに必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市街なみ環境整備事業協議会活動助成金交付要綱	根拠法令	社会資本整備総合交付金要綱		
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	街なみ環境整備事業	H 17	20 年	R 7	継続

1.事業概要

補助の目的	街なみ環境整備事業制度要項第2第4号の規定に基づき、協議会の活動に助成金を交付する。		
補助が必要な理由	街なみ環境整備事業を実施する中で、歴史的、文化的な景観の保存と創出に係る検討を行い事業に反映		
補助対象者	自治会会員で構成され、区域の良好な街なみの形成方針に係る検討や活動を行うために組織された協議会		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会及び講演会の講師謝礼 ・研修会及び見学会の実施並びに参加に要する経費で飲食費以外のもの ・まちづくりにおける資料収集及びコンサルタント派遣 		
補助率／補助額	定額	上限額	500,000円/年
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	協議会活動回数	10	10	8	8	—	—
②	活動協議会数	1	1	1	1	—	—
	補助額	500,000	500,000	250,000	250,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金	250,000	250,000	125,000	125,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	250,000	250,000	125,000	125,000	—	—
	一般財源の割合	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	—	—
	補助件数	1	1	1	1	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	計画の策定及び検討や広報活動等を実施している。 良好な街並みを形成する上で、近隣自治体の活動内容等を参考にすることにより、よりよい街並みの形成に繋げることができる。また、広報活動等により、観光客に地域の魅力を発信することで、観光客の増に繋がると考える。 補助事業が終了するため、令和7年度をもって廃止予定である。
2次	廃止①	1次評価のとおり、廃止すること。
外部		
最終	廃止①	2次評価のとおり、廃止すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市地方バス路線維持対策補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
		補助要綱	朝来市地方バス路線維持対策補助金交付要綱	根拠法令	兵庫県市町振興支援交付要綱		
総合計画体系		5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する		分類	事業費補助金ソフト事業		
		30.暮らしを豊かにする公共交通の確保		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業		路線バス確保対策事業		H 18	19 年	R 11	継続

1.事業概要

補助の目的	公共移送機関たる乗合バス事業者が行う路線バスの運行及び車両購入費について、補助金を交付することによってその存続を図り、地域住民の福祉の向上及び利便性の確保すること		
補助が必要な理由	市民の移動手段である基幹交通の路線バスを維持するため		
補助対象者	バス路線を運行する乗合バス事業者		
補助対象事業	市長が運行維持を図ることが必要と認めるバス路線運行経費 兵庫県市町振興支援交付金交付要綱に基づくバス対策費補助事業に係る車両購入費		
補助率／補助額	補助対象経常費用と経常収益の差額 車両購入費 (別添交付要綱第5条)	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助路線数	26	28	27	22	11	22
②						
補助額	72,218,000	75,160,000	70,621,000	62,793,000	—	—
国庫支出金					—	—
県支出金	3,851,000	4,061,000	3,959,000	3,959,000	—	—
地方債					—	—
その他					—	—
一般財源	68,367,000	71,099,000	66,662,000	58,834,000	—	—
一般財源の割合	94.7%	94.6%	94.4%	93.7%	—	—
補助件数	2	2	2	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③市の徴収金完納に関する規程なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績に応じた経常損失に対する補助であり、補助率の適応になじまない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	利用者数減少
	運営費補助の重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	事業の目的は、市民の日常生活に直結しているため、路線バスを存続していくために、必要不可欠なものと考える。 デマンド型乗合交通「あさGO」の導入により、路線バスと「あさGO」の役割分担を明確にし、路線バスが必要な区間においては、本補助を行なながら路線バスを存続していくことが必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市わが家の耐震改修補助事業	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市わが家の耐震改修補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業	住宅耐震診断推進事業	H 29	8 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	市内に所存する住宅の所有者が実施する耐震改修工事等について、その経費の一部を補助することにより、住宅の耐震化を図ること及び地震による住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的とする。		
補助が必要な理由	住宅耐震化率の低い但馬地域において耐震化を促進し、地震による危険から住宅及び市民を守る支援が求められているため。		
補助対象者	昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、簡易耐震診断の結果、安全性が低いとされた住宅を市内に所有する兵庫県民。		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震改修計画策定費補助:補助率2/3、上限額270千円(戸建住宅、市独自加算含む) ・住宅耐震改修工事費補助:補助率4/5、上限額1,300千円(戸建住宅、市独自加算含む) ・耐震改修計画策定・耐震改修工事費パッケージ型補助:補助率及び上限額は上記2つの補助を合計したもの ・建替工事費補助:補助率4/5、上限額1,100千円(戸建住宅) ・簡易耐震改修工事費補助:補助率4/5、上限額 500千円(戸建住宅) ・屋根軽量化工事費補助:補助額500千円(定額)(戸建住宅) ・シェルター型工事費補助:上限額500千円(補助対象経費が100千円以上500千円未満の場合は100千円)(戸建住宅) 		
補助率／補助額	補助対象事業記載のとおり	上限額	補助対象事業記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震改修計画策定費補助:業務を行う建築士が、市内に存する建築事務所に所属する者(市内業者加算) →70千円 ・住宅耐震改修工事費補助:戸建住宅→300千円 		

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助件数	0	1	0	2		
②						
補助額		1,100,000		2,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金	500,000		800,000	—	—
	県支出金	112,500		180,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	487,500	0	1,020,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	44.3%	#DIV/0!	51.0%	—	—
補助件数	0	1	0		—	—
実績報告書		○		—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地震による危険から住宅及び市民を守る支援が求められているため、国県と協調して1/2を超える補助を実施している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	兵庫県内でも特に住宅耐震化率の低い但馬地域において耐震化を促進し、地震による危険から住宅及び市民を守る支援が求められているため、引き続き住宅耐震関連補助を継続する必要がある。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存
----	----

補助事業名	古民家再生促進支援事業補助金	担当部課	都市整備部都市政策課		
補助要綱	朝来市古民家再生促進支援事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 12.地域の誇りとなる歴史文化遺産の保存・活用	分類	個人補助金		
事務事業	古民家再生促進船事業	H 29	8 年	R	

1.事業概要

補助の目的	古民家を地域資源として再生し、及び活用しようとする者に対し、古民家の再生及び活用に要する費用の一部を補助することにより、活力ある地域づくりを図る。		
補助が必要な理由	古民家再生は地域資産を最大限に生かした事業であり、地域の賑わい作りにも寄与することに繋がるため。		
補助対象者	古民家を再生し、及び活用する者で兵庫県が実施する古民家再生促進支援事業の採択を受けた者		
補助対象事業	(1)改修に要する経費(兵庫県まちづくり部補助金交付要綱別表に定める古民家再生促進支援事業改修工事費補助の対象となるもの)。補助率1/3 ・一般的古民家:上限額 3,500,000円 ・歴史的建築物:上限額 10,000,000円 (2)運営計画の調査費用補助経費(兵庫県まちづくり部補助金交付要綱別表に定める古民家再生促進支援事業フィジビリティ調査費補助の対象となるもの)。補助率1/2 上限額 500,000円		
補助率／補助額	補助対象事業記載のとおり	上限額	補助対象事業記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助件数	0	1	1	0	9	1
②						
補助額		3,500,000	3,500,000	0	—	—
特定財源	国庫支出金	805,000	805,000	—	—	—
	県支出金			—	—	—
	地方債			—	—	—
	その他			—	—	—
一般財源	0	2,695,000	2,695,000	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	77.0%	77.0%	#DIV/0!	—	—
補助件数	0	1	1	0	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③に関する規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	古民家再生は地域資産を最大限に生かした事業であり、地域の賑わい作りにも寄与する事業である。一度失った古民家は二度と元には戻らないため、休止することなく、事業を継続的に実施していくことが不可欠である。
2次	廃止②	補助の実施期間が来年度で9年目となるため、来年度で要綱を一旦廃止する必要がある。なお、再度新設する場合は、『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を定めること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	都市整備部都市政策課		
補助事業名	住宅・建築物土砂災害対策整備事業補助金	根拠法令			
補助要綱	朝来市住宅・建築物土砂災害対策整備事業補助金交付要綱	分類	個人補助金		
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	住宅土砂災害対策支援事業	H 30	7 年	R	

1.事業概要

補助の目的	土砂災害特別警戒区域内に存する住宅及び建築物に防護壁等の整備を促進し、土砂災害による危険から居住する者の生命及び財産の保護を図る。		
補助が必要な理由	近年、自然災害が大規模化、多発化しており、土砂災害のおそれがある区域から住宅を守るための支援が求められているため。		
補助対象者	土砂災害特別警戒区域内の住宅及び建築物を所有し、防護壁等を整備する事業を行う者		
補助対象事業	防護壁等を整備する工事に要する経費 ・住宅:上限額 750千円 ・住宅(地形等により必要と認める場合):上限額 1,500千円 ・ホテル及び旅館:上限額 4,500千円		
補助率／補助額	1/2	上限額	補助対象事業記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助件数	0	0	0	0	9	1
②						
補助額					—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	0	0	0	0	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	近年自然災害が頻発化・激甚化しているため、土砂災害から居住する者の生命、身体及び財産を保護する必要がある。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

区分 既存

令和 7 年 12 月 23 日

補助事業名	朝来市がけ地近接等危険住宅移転事業	担当部課	都市整備部都市政策課		
補助要綱	朝来市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	分類	個人補助金		
事務事業	住宅土砂災害対策支援事業	H 30	7 年	R	承認

1.事業概要

補助の目的	土砂災害のおそれがある区域に存する危険住宅の移転等を促進し、がけ地の崩壊等による危険から居住する者の生命及び財産の保護を図る。		
補助が必要な理由	近年、自然災害が大規模化、多発化しており、土砂災害のおそれがある区域から住宅を守るために支援が求められているため。		
補助対象者	市内に住所を有する者であって、現に市内に所有し、かつ、居住する危険住宅の移転事業を行うもの ※危険住宅…土砂災害特別警戒区域・災害危険区域等の区域に存する既存不適格住宅		
補助対象事業	・危険住宅の除却等に要する経費(除却等費):上限額 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める限度額 ・危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修に要する経費(建設助成費) ①利子相当額補助:上限額 4,210千円 ②建設、購入又は改修費補助:上限額 2,000千円		
補助率／補助額	10/10	上限額	補助対象事業記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助件数	0	0	0	0	9	1
②						
補助額					—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	0	0	0	0	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	間接補助である県と国要綱が除却等費の補助率を10/10に改正したことを受け、同様の補助率とすることを政策会議へ付議し承認された。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	近年自然災害が頻発化・激甚化しているため、土砂災害から居住する者の生命、身体及び財産を保護する必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助事業名	不良住宅等除却支援補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市不良住宅等除却支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進	分類	個人補助金	開始年度	経過年数 終了年度 前回評価結果
事務事業	空家等対策事業	R 1	6 年	R 7	

1.事業概要

補助の目的	第2次朝来市空家等対策計画(令和5年3月策定)に基づく空家等の適切な管理の促進により、地域の防災・防犯・安全及び安心の確保並びに生活環境の向上を図る。		
補助が必要な理由	老朽危険空家等に対して除却を促し、周辺住民及び周辺環境への悪影響等を防ぐ必要がある。		
補助対象者	・対象住宅の登記事項証明書等に所有者として登録されている者又は相続人 ・上記から同意を得た行政区又は自治協		
補助対象事業	対象住宅の除却に係る工事に要する費用		
補助率／補助額	2/3	上限額	1,332,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 不良住宅等対象件数		9	5	3	4	7	5
②							
補助額		11,456,000	6,156,000	3,996,000	4,904,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金	5,728,000	3,078,000	1,998,000	2,452,000	—	—
	県支出金	2,864,000	1,539,000	999,000	1,226,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		2,864,000	1,539,000	999,000	1,226,000	—	—
一般財源の割合		25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	—	—
補助件数		9	5	3	4	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	補助率は2/3となっている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	老朽危険空家等は市内に多数存在しているため、除却に前向きでない所有者等に対して粘り強く対応を求める必要がある。
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	対象となる老朽危険空家等は市内に相当数現存していると考えられる。除却に前向きな所有者等が出尽くしたことにより件数が減少傾向なため、除却に前向きでない所有者等へ粘り強く対応を求める必要がある。以上のことから、現要綱はR7年度で終了となるが、継続すべきと考える。また、現行は法人及び団体を対象外としているが、より一層対象空家の除却を促進するため、法人及び団体を対象とする改正を行うことを計画している。
2次	廃止②	当該補助制度の終了年度が令和7年度末であることから、今後も継続する場合は要綱改正(失効期日の延長)が必要である。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	破損空家等除却支援補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
		補助要綱	朝来市破損空家等除却支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する			分類	個人補助金		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	空家等対策事業			R 2	5 年	R 7	継続

1.事業概要

補助の目的	第2次朝来市空家等対策計画(令和5年3月策定)に基づく空家等の適切な管理の促進により、空家等活用の見込みが乏しい腐朽及び破損のある空家等について早期に除却を促し、もって周辺への生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐとともに、健全で快適なまちづくりを推進する。		
補助が必要な理由	不良住宅等除却支援事業の対象外となった破損空家等について、老朽危険空家等になる前に除却を促し、周辺住民及び周辺環境への悪影響等を未然に防ぐ必要がある。		
補助対象者	・対象住宅の登記事項証明書等に所有者として登録されている者又は相続人		
補助対象事業	対象住宅の除却に係る工事に要する費用		
補助率／補助額	1/5	上限額	400,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	破損空家対象件数	4	4	2	1	7	5
②							
補助額		1,348,000	1,473,000	800,000	400,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		1,348,000	1,473,000	800,000	400,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		4	4	2	1	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の微収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	予算件数が5件程度と少数である上、他の条件を満たして補助額の多い不良住宅等除却支援事業の申請へ切り替えた者がいるなどにより件数が減少している。
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	対象となる空家は市内に相当数現存していると考えられる。除却に前向きな所有者等が出尽くしたことにより件数が減少傾向なため、除却に前向きでない所有者等へ粘り強く対応を求める必要がある。以上のことから、現要綱はR7年度で終了となるが、継続すべきと考える。また、現行は法人及び団体を対象外としているが、より一層対象空家の除却を促進するため、法人及び団体を対象とする改正を行うことを計画している。
2次	廃止②	当該補助制度の終了年度が令和7年度末であることから、今後も継続する場合は要綱改正(失効期日の延長)が必要である。
外部		
最終	廃止②	2次評価のとおり、必要な対応を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助事業名	朝来市JR播但線団体利用促進補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市JR播但線団体利用促進補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	分類	事業費補助金ソフト事業		
事務事業	鉄道利便性向上事業	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
		R 2	5 年	R 12	継続

1.事業概要

補助の目的	JR播但線の存続に向けた利用促進及び市民のマイレール意識の醸成を図る。		
補助が必要な理由	JR播但線の利用者が減少していることから、出張・旅行などの団体利用に対して補助を行うことで、利用促進につながる。		
補助対象者	市内に住所を有する者により構成された4人以上の団体。(市が主催する事業又は学校行事、若しくは公的な金銭の支給がある場合の利用は除く)		
補助対象事業	団体(4人以上)でのJR播但線乗車区間(和田山～姫路)利用での乗車券購入費用。		
補助率／補助額	1/2	上限額	30,000円(1団体)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 団体促進補助金を活用した播但線利用者数	5	9	3	20		
②						
補助額	33,520	73,790	51,200	107,200	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	33,520	73,790	51,200	107,200	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	5	9	3	20	—	—
実績報告書			—	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	③に関する規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	団体利用の促進により乗車人数の増加を図ることで、JR播但線の存続に向けた利用促進及び市民のマイル意識の醸成を図るために必要な補助制度である。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の見直しを行うこと。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

区分 既存

令和 7 年 12 月 23 日

補助事業名	朝来市但馬空港利用促進協議会補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課			
補助要綱	朝来市但馬空港利用促進協議会補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	分類	事業費補助金ソフト事業			
事務事業	但馬空港利用促進事業	R 3	4 年	R 11	継続	

1.事業概要

補助の目的	但馬空港の利用促進					
補助が必要な理由	航空券購入費助成事業、その他但馬空港利用促進に関する事業のため					
補助対象者	朝来市但馬空港利用促進協議会					
補助対象事業	・航空券購入費助成事業 ・その他但馬空港利用促進に関する事業					
補助率／補助額	【助成】片道6,000円以内 【その他】予算の範囲内		上限額	【助成】片道6,000円以内 【その他】規定無し		
上乗せ補助がある場合の根拠						

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	但馬空港搭乗者数	562	696	610	860	11	1,200
②							
補助額		2,847,710	3,537,695	3,275,463	3,559,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		2,847,710	3,537,695	3,275,463	3,559,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	1	1	1	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○ 欠航等の要因を加味すると、利用者は増加。
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	但馬空港の維持には、但馬各市町での利用促進による利用者増が必須であり、本補助制度による利用促進の取組みは、今後も引き続き必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	景観形成補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
		補助要綱	朝来市景観形成補助金交付要綱	根拠法令	社会資本整備総合交付金要綱		
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する			分類	個人補助金		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進			開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	街なみ環境整備事業			R 4	3 年	R 7	承認

1.事業概要

補助の目的	朝来市景観計画に基づく良好な景観を生かしたまちづくりの推進により、歴史的景観を保全するとともに、より魅力的で良好な景観の創出を図る。		
補助が必要な理由	市が指定した景観形成地区の歴史的景観及び良好な景観の創造又は保全		
補助対象者	景観形成地区内にある建築物等の所有者		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建物修景:建物等の新築、増築、改築、大規模修繕等に係る工事費 ・外構修景:さく等の整備に要する工事費 ・特殊建物修景:建築基準法第2条第2号に規定する建築物の新築、増築、改築、大規模修繕に係る工事費 <p>以上の工事費のうち道路等公共空間に面する部分の外観に係る経費</p>		
補助率／補助額	2/3	上限額	2,000,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	修景助成予定件数	3	3	3	3		
②							
	補助額	5,770,000	4,768,000	5,675,000	4,500,000	—	—
特 定 財 源	国庫支出金	2,885,000	2,384,000	2,837,000	2,250,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	2,885,000	2,384,000	2,838,000	2,250,000	—	—
	一般財源の割合	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	—	—
	補助件数	3	3	3	3	—	—
	実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	× 国庫補助の制度により設定されている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市景観計画に基づいて魅力的な地域を継続することで、町並みの維持を図る。 近年は各地区で1・2件の申請件数であったが、本年度については問い合わせが多く、予算が追い付いていない。当該補助金を多く利用していただくことで、町並みの維持に繋がると考える。 補助事業は終了するが、他の県事業により継続する。
2次	廃止①	1次評価のとおり、終了年度である令和7年度末をもって廃止とする。
外部		
最終	廃止①	2次評価のとおり、廃止すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	特急はまかぜ利用促進事業	担当部課	都市整備部 都市政策課		
		補助要綱	朝来市特急はまかぜ利用促進補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系		5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金			
		30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業		鉄道利便性向上事業	R 4	3 年	R 12	承認	

1.事業概要

補助の目的	特急はまかぜの利用促進を図ることにより、当該列車及びJR播但線の維持存続を図ること		
補助が必要な理由	JR播但線の維持・存続		
補助対象者	市民(4人以上の団体・個人)		
補助対象事業	JR西日本の旅客営業規則に基づく普通旅客運賃及び特別急行料金で、特急はまかぜの利用に係る普通乗車券等の購入に要した経費。		
補助率／補助額	団体:50%、個人30%	上限額	@団体:当該年度内4.8万円 @個人:当該年度内6千円
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 団体(団体)		3	8	8	10	-	-
② 個人(人)		256	639	618	620		
補助額		334,490	970,760	986,480	1,000,000	-	-
特 定 財 源	国庫支出金					-	-
	県支出金					-	-
	地方債					-	-
	その他					-	-
一般財源		334,490	970,760	986,480	1,000,000	-	-
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
補助件数		259	647	626	630	-	-
実績報告書					-	-	-

3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	× (3)に関する規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	JR播但線の存続に向けた利用促進及び市民のマイレール意識の醸成を図るために必要な補助制度である。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の見直しを行うこと。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助事業名	朝来市公共交通通勤利用促進補助金及び奨励金	根拠法令			
補助要綱	朝来市公共交通通勤利用促進補助金及び奨励金交付要綱	分類	個人補助金		
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	鉄道利便性向上事業	R 4	3 年	R 12	承認

1.事業概要

補助の目的	移動手段の多様化、少子高齢化の進行に伴って減少する鉄道及び路線バス(以下「公共交通」という。)の利用について、当該公共交通による通勤利用を促進することによりその存続を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	①公共交通による通勤利用を促進することで公共交通の維持確保を図る。 ②脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるため、自家用車による通勤からの脱却に向けた取組を支援する。		
補助対象者	(1) 市内に事務所若しくは事業所を有する個人事業主又は法人その他の団体 (2) 市外の事務所等の代表者で、定期券を購入した従業員が市内に住所を有する者であるとき。		
補助対象事業	(対象区間) 鉄道:JR山陰本線養父駅から上夜久野駅までもしくはJR播但線和田山駅から寺前駅まで 路線バス:全但バス株式会社及び神姫グリーンバス株式会社が運行する乗合自動車の朝来市の区域に係る運行系統の全区間		
補助率／補助額	補助金:1/8 奨励金:3/8	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 鉄道利用者	8	8	10	20	-	-
② 路線バス利用者						
補助額	239,000	293,600	273,600	518,600	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	239,000	293,600	273,600	518,600	-	-
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
補助件数	8	8	10	20	-	-
実績報告書				-	-	-

3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	③に関する規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	上限設定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	乗車人数の増加につながる定期利用者の増加を図ることで、JR播但線の存続に向けた利用促進及び市民のマイレール意識の醸成を図るために必要な補助制度である。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の見直しを行うこと。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助事業名	朝来市駅周辺駐車場利用補助金	担当部課	-		
補助要綱	朝来市駅周辺駐車場利用補助金交付要綱	根拠法令	-		
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	分類	個人補助金		
事務事業	鉄道利便性向上事業	R 5	2 年	R 13	承認

1.事業概要

補助の目的	通勤のために自宅から最寄駅まで自家用車を利用する者に対し、駐車場料金の一部を補助することにより、鉄道の利用促進を図ること				
補助が必要な理由	移動手段を自家用車からJRに変更する場合、最寄り駅までの移動手段が大きな課題となる。 そこで、自宅から最寄り駅まで自家用車で移動しやすい環境を整えることで、JRの利用者を増やしながら路線の維持・確保に繋げていく必要がある。				
補助対象者	市民 JRの定期券を購入して通勤する者 市内各駅周辺の駐車場(公営・民営を問わない)を月極利用する者				
補助対象事業	市内各駅周辺の駐車場を月極利用する者に対し、駐車場の借り上げ料金を補助する。				
補助率／補助額	一月当たりの駐車場借り上げ料金 × 1/2		上限額	3,000円/月 借り上げ料の金額が3,000円未満の場合は、実費支払額を上限とする。	
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 利用人数		1	2	8		
②						
補助額		22,990	32,190	100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	22,990	32,190	100,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	2	8	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	③に関する規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	通勤利用の増加を図ることで、JR播但線の存続に向けた利用促進及び市民のマイレール意識の醸成を図るために必要な補助制度である。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象者の見直しを行うこと。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	新設	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助事業名	朝来市JRローカル線駅周辺活性化モデル事業補助金	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	鉄道利便性向上事業	R 5	年	R	

1.事業概要

補助の目的	JRローカル線の駅舎や駅周辺の遊休不動産等を活用し、駅周辺に人の流れや賑わいを生み出す事業者、自治会等の地域団体、学校等の取組を支援することにより、駅周辺の活力や魅力を向上させ、ひいてはローカル線の利用拡大を図ることを目的とする。				
補助が必要な理由	JR播但線の維持・存続				
補助対象者	市内の事業者、自治会等の地域団体、学校等				
補助対象事業	補助金を交付する条件は、兵庫県との協調補助とし、駅周辺活性化モデル事業審査会において事業採択が決定された後に、兵庫県及び朝来市が定めた補助金交付に関する書類を兵庫県但馬県民局及び朝来市の両方に提出しなければならない。補助対象と認める経費は、人件費(アルバイト等の賃金に限る)、旅費、謝金、商品の調達費、資材費、広報費、光熱水費、通信料、賃料、リース料、その他市長が必要と認める経費とする。				
補助率／補助額	事業に要する経費の4分の1以内	上限額	予算の範囲内で1申請者あたり100千円以内(千円未満切り捨て)		
上乗せ補助がある場合の根拠	なし				

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込み	年度	計画
① 団体(団体)		1	1	1	-	-
② 個人(人)						
補助額		100,000	100,000	100,000	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	0	100,000	100,000	100,000	-	-
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
補助件数		1	1	1	-	-
実績報告書		×	×	-	-	-

3.団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③の規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県との協調補助であることから、県の補助期間が終了した段階で終了とする予定。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	駅周辺に賑わい拠点を作り、駅に人が集まりやすい環境を整えることで、鉄道の利用促進に繋げるため、継続する必要がある。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	新設	担当部課	都市整備部 建設課		
補助事業名	朝来市除雪機械運転資格取得補助事業	根拠法令	朝来市補助金等交付規則		
補助要綱	朝来市除雪機械運転資格等取得費交付要綱	分類	事業費補助金ソフト事業		
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 27.生活基盤の持続可能な維持管理・確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	除雪対策事業	R 7	年	R 11	承認

1.事業概要

補助の目的	生活道路の持続可能な維持管理を確保するため、将来の安定的な除雪体制を維持する。		
補助が必要な理由	建設業界への入職者減少や高齢退職に伴う除雪機械オペレーター不足により、除雪業者の疲弊が深刻化しつつあることから、兵庫県と朝来市が連携し、将来の安定的な除雪体制維持の一環として、除雪機械運転に必要な資格取得の費用を一部補助し、オペレーターの確保を図る必要があるため。		
補助対象者	①市内に事業所を置く事業者又は所在する団体等 ②過去5年間に兵庫県若しくは市の道路除雪業務を実施し、若しくは入札に参加した者又は兵庫県若しくは市の道路除雪業務の実施を予定している者 ③兵庫県除雪計画区域の道路除雪業務に従事する予定の者に資格を取得させる者		
補助対象事業	除雪機械の運転に必要な大型自動車免許又は大型特殊自動車免許の取得、車両系建設機械運転技能講習の受講を補助の対象となる事業とする。 ただし、本事業により除雪機械の運転に必要な資格を取得する者は、以下に掲げる①から②のすべてを満たす者とする。 ①交付申請日において50歳未満である者 ②普通自動車免許(AT限定含む)を所持している者		
補助率／補助額	2/3	上限額	1名につき40万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 除雪作業機械(台)				68	11	72
② 新規資格取得(名)				3	11	4
補助額				177,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金			88,500	—	—
	地方債				—	—
	その他			88,500	—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0.0%	—	—
補助件数				1	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	補助対象外経費に食糧費が含まれていない。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	補助率:2/3 ただし、兵庫県の実施する間接補助事業により、1/3の額が補填される
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	除雪体制の安定的な維持を実現することで、市民生活に密接に関わっている生活道路の安心と安全を継続的に維持するために必要な取り組みである。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助対象経費の適正化に係る見直しを行うこと。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存	補助事業名	朝来市浄化槽設置等促進補助金	担当部課	上下水道部 上下水道課		
補助要綱	朝来市浄化槽設置等促進補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 28.暮らしを支える上下水道の維持管理・運営	分類	個人補助金				
事務事業		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果		
		R 2	5 年	R	承認		

1.事業概要

補助の目的	浄化槽の設置、更新及び修繕を促進し、文化的で衛生的、快適な生活環境の実現及び持続を図る。		
補助が必要な理由	個別処理区域の市民の水洗化を促すとともに、集合処理区域との負担の公平を図る。		
補助対象者	市に住所を有し、浄化槽設置整備事業により設置した浄化槽を適正に維持管理、又は適正に維持管理する見込みがある者		
補助対象事業	・浄化槽の設置及び更新 (1)主として営業用に使用されることを目的として設置されるものではないこと。 (2)個別処理区域に設置されるものであること。 ・浄化槽の修繕 (1)浄化槽の製造会社又は浄化槽設置業者の補償対象外の修繕が必要であること。 (2)一般社団法人兵庫県水質保全センター及び一般社団法人全国浄化槽団体連合会の機能補償制度(10年間)の対象外であること。		
補助率／補助額	設置 100,000円(上限) 更新 100,000円～300,000円(上限) 修繕 300,000円(上限)	上限額	300,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	下水道水洗化率	95.5	95.4	95.5	95.5	9	96.0
②	補助件数	8	8	4	13	9	15
	補助額	1,502,400	1,726,500	1,126,000	2,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	1,502,400	1,726,500	1,126,000	2,800,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
	補助件数	8	8	4	13	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	個別処理区域の市民の水洗化を促すことに加え、個別処理区域の住民は集合処理区域の住民より負担が大きいと感じられているので、その軽減を図る必要があるため継続する。(集合処理区域において、個別処理区域の浄化槽に該当する施設は公共樹である。公共樹は永久に市が管理するが、浄化槽は個人管理である)。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市浄化槽維持管理補助金	担当部課	上下水道部 上下水道課		
補助要綱	朝来市浄化槽維持管理補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する 28.暮らしを支える上下水道の維持管理・運営	分類	個人補助金				
事務事業		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	R 2	20 年 R 繼続

1.事業概要

補助の目的	浄化槽の適正な維持管理を促進し、文化的で衛生的な住みよい生活環境の持続を図る。		
補助が必要な理由	集合処理区域との負担の公平を図る。		
補助対象者	市に住所を有し、浄化槽設置整備事業により設置した浄化槽の保守点検、清掃及び水質検査を実施している者		
補助対象事業	浄化槽設置促進整備事業により設置(設置後1年未満のものを除く。)し、保守点検、清掃及び水質検査を適正に実施している浄化槽とする。		
補助率／補助額	定額補助	上限額	10,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 下水道水洗化率	95.5	95.4	95.5	95.5	9	96.0
② 補助件数	402	391	381	430	9	430
補助額	4,020,000	3,910,000	3,810,000	4,300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,020,000	3,910,000	3,810,000	4,300,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	402	391	381		—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	定額補助として上限額を設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	水洗化率を維持向上させるために継続した補助が必要であるため。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	集合処理と個人処理との個人負担額を比較し、上限額を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	個別処理区域の住民からは、個人負担に関して集合処理区域の下水道利用者との間での不公平感を持っている。下水道使用料の改定までは、集合処理区域の住民との個人負担の差を補填するため、今後とも事業を継続していく。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和7年12月23日

区分	既存	補助事業名	朝来市中学校部活動振興補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課		
補助要綱	朝来市中学校部活動振興補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む 3.多様な学びを支える教育・学習環境の整備	分類	事業費補助金ソフト事業				
事務事業	中学校維持管理事業	開始年度	R 2	経過年数	5 年	終了年度	R 11 承認

1.事業概要

補助の目的	教育課程にも位置づけられた重要な活動の一つである、部活動に係る保護者負担の軽減。				
補助が必要な理由	部活動振興による中学生の心身の健全育成と、大会出場における保護者負担の軽減を図るため。				
補助対象者	市内中学校				
補助対象事業	(1) 中学校体育連盟が主催する大会への出場、吹奏楽連盟が主催する大会への出場 (2) スポーツ又は文化に係る各種大会への出場又は参加に際して必要な手続費用、交通費、宿泊費等 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める費用(部活動に必要な消耗品費及び備品購入費)				
補助率／補助額	交通費、バス借上料、機材輸送費、登録料… 実費	上限額	交通費…旅費条例の額 宿泊費…9,800円 消耗品…1校100,000円、部員1人1,000円、 部活動1クラブ5,000円 備品…1校100,000円、部活動1クラブ20,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	県中学校総体に出場した部活動数	10	8	8		11	13
②							
	補助額	7,891,855	7,813,549	9,816,295	6,154,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	7,891,855	7,813,549	9,816,295	6,154,000	—	—
	一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
	補助件数	4	4	4	4	—	—
	実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱などしていること	×	×
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保護者の負担を軽減するため、今後も補助金の継続が必要である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。なお、旅費条例の改正は適切に反映すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市連合国際交流協会補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課		
補助要綱	朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む 2.生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進	分類	事業費補助金ソフト事業				
事務事業	中学生国際交流支援事業	R 3	4 年	R 11	承認		

1.事業概要

補助の目的	国際社会の一員として様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を目指す。		
補助が必要な理由	アメリカの中学生の受入や、アメリカへの派遣を通して、海外への興味関心がわき、グローバル人材の育成につながるため。		
補助対象者	アメリカ派遣員、引率者		
補助対象事業	<p>■アメリカ中学生受入事業 シャハイラムバレー中学校の生徒、引率者</p> <p>■市内中学生のアメリカ派遣事業 【派遣先】 アメリカ オレゴン州 <ニューバーグ市></p>		
補助率／補助額	【受入】補助対象経費の5割以内の額 【派遣】生徒数×補助対象経費の5割以内の額 引率者×補助対象経費の全額	上限額	【受入】30万円 【派遣】生徒1人20万円、引率者上限なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	中止	中止	実績	実績見込	年度	計画
① 国際交流において多様な文化に触れる機会があると感じる市民の割合	12	9	11	13	11	20
②						
補助額	0	0	1,538,786	3,400,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	1,538,786	3,400,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			○	—	—	—
実績報告書					—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	× (3)に関する規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	× 補助対象経費に食糧費の規定あり
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	× 引率者は、引率業務を遂行するための渡航であるため、上限を撤廃している。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	× R4,R5は中止
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	国際化が進む中で、グローバル人材を育成するためにも必要である。 加えて、中学生が代表して、姉妹都市で市民交流を行うことは、本市においての重要な国際交流活動である。
2次	継続	1次評価のとおり、適正な運用を図ること。
外部		
最終	継続	2次評価のとおり、適正な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 12 月 23 日

区分	既存	補助事業名	朝来市文化財保存事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 文化財課		
補助要綱	朝来市文化財保存事業補助金交付要綱	根拠法令					
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する 12.地域の誇りとなる歴史文化遺産の保存・活用	分類	個人補助金				
事務事業	文化財保護調査・啓発事業	H 20	17 年	R			

1.事業概要

補助の目的	・歴史文化遺産を適切に保護し、次世代へ継承する。 ・地域の歴史と先人たちの営みや思いを現在に伝える。		
補助が必要な理由	昨今的人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地域や個人で守り伝えられている歴史文化遺産の継承が困難になってきており、その修理事業の緊急性や経済的負担の軽減などを考慮し助成を行う。		
補助対象者	市指定文化財の所有者・管理者		
補助対象事業	・国指定文化財修理防災施設等事業 ・県指定文化財修理防災施設等事業 ・国指定文化財の防災設備保守点検等差し茅、防蟻、雪下し等小修理 ・国指定名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備、くん蒸、殺虫 ・県登録文化財修理防災施設等事業 ・市指定文化財保存修理等事業 ・市指定無形民俗文化財保存継承事業 ・市内指定民俗文化財及び天然記念物保存継承等事業 ・重要な構成要素における改築、増築、改変、区画・形質又は外観の色彩等の変更で景観の保存に寄与する事業		
補助率／補助額	原則1/2以内 (景観構成要素修理事業のみ4/5以内)	上限額	補助対象事業による
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 指定文化財の保存修理件数	①	0	1	2	0	11	
②	②						
補助額			99,000	954,899	0	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		0	99,000	954,899	0	—	—
一般財源の割合		#DIV/0!	100.0%	100.0%	#DIV/0!	—	—
補助件数		0	1	2	0	—	—
実績報告書			○	○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③に関する規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	景観構成要素修理事業は4/5以内
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	上限設定のない事業あり (国の取扱い要領による)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市の指定文化財を次世代へ継承していくために必要である。
2次	改正	『補助金等適正化に関するガイドライン』に基づき、補助の実施期間を設定すること。
外部		
最終	継続	1次評価を踏まえ、適正な運用を図ること。